

|                      |     |                    |
|----------------------|-----|--------------------|
| 令和6年厚岸町議会第1回定例会      |     |                    |
| 令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録 |     |                    |
| 招 集 期 日              |     | 令和6年3月6日           |
| 招 集 場 所              |     | 厚 岸 町 議 場          |
| 開 閉 日 時              | 開 会 | 令和6年3月12日 午前10時02分 |
|                      | 閉 会 | 令和6年3月12日 午後 4時43分 |

1. 出席委員並びに欠席委員

| 議 席<br>番 号             | 氏 名     | 出席○<br>欠席× | 議 席<br>番 号 | 氏 名       | 出席○<br>欠席× |
|------------------------|---------|------------|------------|-----------|------------|
| 1                      | 竹 田 敏 夫 | ○          | 8          | 石 澤 由 紀 子 | ○          |
| 2                      | 室 崎 正 之 | ○          | 9          | 桂 川 実     | ○          |
| 3                      | 佐 藤 淳 一 | ○          | 10         | 堀 守       | ○          |
| 4                      | 金 子 勇   | ○          | 11         | 杉 田 尚 美   | ○          |
| 5                      | 音喜多 政 東 | ○          | 12         |           |            |
| 6                      | 中 川 孝 之 | ○          |            |           |            |
| 7                      | 南 谷 健   | ○          |            |           |            |
| 以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名 |         |            |            |           |            |

1. 議場に出席した事務局職員

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 議 事 係 長 |  |
| 亀 井 泰   | 佐 藤 浩 之 |  |

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

| 職 名       | 氏 名     | 職 名                | 氏 名     |
|-----------|---------|--------------------|---------|
| 町 長       | 若 狹 靖   | 教 育 長              | 滝 川 敦 善 |
| 副 町 長     | 石 塚 徹   | 教委管理課長             | 諸 井 公   |
| 総 務 課 長   | 布 施 英 治 | 教委指導室長             | 藏 光 貴 弘 |
| 総合政策課長    | 三 浦 克 宏 | 教 委 生 涯<br>学 習 課 長 | 川 越 一 寿 |
| 危機対策室長    | 四 戸 岸 毅 |                    |         |
| 税 務 課 長   | 鈴 木 康 史 | 監 査 委 員            | 黒 田 庄 司 |
| 町 民 課 長   | 堀 部 誠   | 監査事務局長 (併)         | 亀 井 泰   |
| 保健福祉課長    | 早 川 知 記 | 農委事務局長             | 江 上     |
| 環境林務課長    | 真 里 谷 隆 |                    |         |
| 水産農政課長    | 高 橋 政 一 |                    |         |
| 観光商工課長    | 田 崎 清 克 |                    |         |
| 建 設 課 長   | 渡 部 貴 志 |                    |         |
| 病院事務長     | 星 川 雅 美 |                    |         |
| 水 道 課 長   | 高 瀬 順 一 |                    |         |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 敦 子 |                    |         |

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

( 6 . 3 . 1 2 )

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名                 |
|-----|---------|---------------------|
|     |         | (令和6年度各会計予算審査特別委員会) |

## 厚岸町議会 令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和6年3月12日

午前10時02分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、昨日に続き、令和6年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

予算書164ページです。

2目水鳥観察館運営費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3目廃棄物対策費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4目ごみ処理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5目し尿処理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 6目下水処理費。

8番。

- 石澤委員 合併浄化槽のことでお聞きしたいのですが、厚岸合併浄化槽の支援が始まって、もう大分たつと思うのですが、最初の頃は、何年頃だったのでしょうか。

今、合併浄化槽がだんだん古くなっていて、詰まりや悪臭の原因になるというようなことが出されているみたいなのですが、十分に管理しなければ駄目だと言うのですが、1回の経費が数万円かかるものですから、高齢者世帯にとっては大変だというようなことが上がっているのですけれども、その辺どうですか。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 合併浄化槽でございますが、町の補助事業は平成26年から始まっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 今回、国から清掃費や検査費など、国や自治体が補助する仕組みを23年度補正で創設されているのですが、そういうような連絡とかは来ているのですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 内容的には、これから説明があるところでございます。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 そういう内容がはっきりした場合に、支援ということも考えていくことはできるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） この合併浄化槽の補助でございますが、当然、補助金をいただきながら、国の制度に基づきながらやっている事業でございますので、そういう制度がございましたら、前にもただ浄化槽を付けるだけではなくて、例えば単独浄化槽から合併浄化槽に行くとか、あと、浄化槽に土を入れて使わないようにするとか、単独浄化槽ですね。あと、配管の部分についても助成が出るとかという部分について、それぞれその部分を増やししながら改正しておりますので、そういう動きがあれば、当然、改正していきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

6 目下水処理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

以上で、4 款衛生費を終わります。

174 ページ、5 款農林水産業費に入ります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目農業振興費。

7 番。

●南谷委員 5 款、1 項、2 目でお尋ねをさせていただきます。

179ページ、060、上のほうに中山間地域等直接支払事業、交付金が6,260万9,000円の計上でございます。この事業の場所、今年はどこをやるのか。それから、各々の事業種の内容について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 中山間地域等直接支払事業でございます。

この事業の内容でございますけれども、これにつきましては、平野部と山間地の間の中山間地域、これが平野部に比べて傾斜地が多いため、農業生産に不利な地域ということで、生産できる作物が限られることから、農村の過疎化、高齢化による農地荒廃を避ける意味合いのため、中山間地域と平地の農業生産条件の格差を国が50%、北海道と町がそれぞれ25%の直接交付金を負担することによって、その農業地の機能を維持・確保しようということで、国が制度化したものでございます。

それで今年の6,260万円につきましてこの事業に関わる集落という単位がございます。現在、この集落が3集落ございまして、釧路太田集落、それから浜中・別寒辺牛集落、さらには標茶町集落という三つの集落に対しまして、この面積当たり、平米数掛ける1.5円を交付金と算定することにより、この交付金を支給することになっております。それで、釧路太田集落につきましては5,118万6,000円、それから浜中・別寒辺牛集落につきましては1,053万1,000円、標茶町集落につきましては89万円のそれぞれ交付金を負担するという予定になっております。

この集落組織が何をするかと申しますと、耕作放棄の発生防止活動、農道等の草刈り、泥上げ等の管理、それから周辺林地の管理といった部分の事業を行うというふうな内容で進んでおります。主な活動内容の追加としまして、廃プラの改修による適切処理であるとか、その地区の鳥獣被害対策のための反対への委託であるとか、酪農支援団体等への運営費補助といった事業の内容で進んでいるところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 今、それぞれの3地区あったのですがけれども、標茶地区、非常の面積が小さいと思うのですがけれども、議長の近くだと推定するのですがけれども、標茶地区、厚岸町との境目あたりというふうに理解をするのですが、そこでよろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お見込みのとおりでございまして、この標茶集落におきましては、総面積は1万8,900ヘクターあるほどあるのですがけれども、これが厚岸と標茶にまたがっている集落ということで、厚岸町の負担分、それから標茶町の負担分ということで、双方が負担をし合って、標茶のほうが1万8,000ヘクターほどなので相当大きな面積にはなりますけれども、これを負担し合って、その集落に交付金を交付して事業を行っていただくというような内容になってございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 次に、100、新規就農者誘致奨励事業2,063万3,000円の計上で、ここでお尋ねをさせていただきます。

この事業は、対象は4人だと思いますけれども、今年度のこの事業の内容を説明してください。

また、財源が一財となっております。この関係についても、去年は、令和5年なのですけれども、3月補正でホクレンから企業版ふるさと納税寄付金100万円ありました。それから、過疎債に財源を振り返しております。今年は、全額一財でいいのかどうか、この辺についても説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 新規就労者誘致奨励事業の2,063万3,000円の部分でございますけれども、本事業につきましては、厚岸町の区域内において新たに酪農業を営み、本町の産業振興に寄与する方に対して、奨励金、その他の援助を行い、新規就農者の誘致促進を図るという目的で進めている事業でございます。

事業の内容といたしましては、就農準備金ということで、まず就農準備に当たり、一律200万円の就農準備金が交付されるといった部分をはじめ、その他の奨励金としては、農場リース事業ということで、施設であるとか、機械設備等の取得、さらには乳牛の賃借といいますか、そういった部分、それから土地の関係といった部分の賃借料、それを町費として総体事業の2分の1を助成するといった事業の内容で進んでいるところでございます。

冒頭ご質問あったとおり、令和6年度におきましては、4名の方に対する奨励費として補助金2,063万3,000円を計上しているところでございます。

さらに、財源のご質問がございましたけれども、令和6年度、当初予算におきましては、この2,063万3,000円、全て一般財源ということで見込んでいるところでございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 聞き方がちょっと舌足らずだったのかなと反省しているのですが、去年も最終的には振り替わっているのですよね。この辺については、町としては取組をされないのでしょうか。寄付金は別にして、過疎債を借りるとか、そういう方法というのは検討されているのかどうなのか確認をさせていただきます。ないよということであれば、それはそれでやむなしと思うのですが、その上でお尋ねをさせていただきます。

非常に酪農家の離農者が多く発生をしております。新規就農の支援というのは、私も大切なことだと思います。これからも、本町としてはしっかり新規就農を含めて酪農の

支援をしていかなければならないと思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。現状これまで就農をしていただいた方々、それから就農状況について、実際に新規就農ですね、この人たちの状況について、分かる範囲で説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 財源につきまして私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、補正予算のほうで、過疎債、企業版ふるさと納税ということで、企業版ふるさと納税のほうは新規就農者に充当していただきたいということで、一般財源から振り返ったのが一つと、過疎債につきましては、令和5年度に私たちが申請したのが認められたということで、3月補正で計上させていただきました。

令和6年につきましては、財源のやりくりを再度過疎債のソフトを活用するかどうか、ほかの事業もいろいろありますので、この事業に充当するかどうかは、新年度入っていましたから、過疎債の枠があります。それで4月に申請いたしまして、それが決定になるのが12月くらいになるかと。そして例年でいきますと、3月の補正予算に計上しておりますので、その際に、これがこれから過疎債のソフトの申請でどういった事業にどうやって充当するかというのを検討した上で、また3月でこの新規就農者に充当するのであれば、仮に認められると、同じように3月の補正予算で、また財源のほうの振り回りになるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 新規就農者の状況のお尋ねでございます。

冒頭お答えした4件の新規就農者ということで、この新規就農者の方も、一遍に4件増えたわけではございません。今のところ、過去5年間、令和元年度から遡ったところでいきますと、令和元年度に1件、令和2年度に1件、それから令和4年度に1件、令和5年度1件といった形で4件が今、この助成を受けながら酪農に携わっているということで、1件1件の状況を私はちょっと把握し切れておりませんが、それぞれ、厚岸町に酪農業を夢見て、強い意志で入ってこられたということで、元気に頑張っているというふうには認識はしております。そういった志を厚岸町としても強く支えて、バックアップしていかなければならないという気持ちは、常に持ち続けながら酪農振興には取り組んでいかなければとは考えております。

さらに、今、研修中の新規酪農希望予定者が、今1件いらっしゃいます。先般、この方については面談という形でお話をいろいろさせていただきましたけれども、この方は妻帯者の方で、このたびは島根のほうから太田のほうに来られたということで、今一生懸命酪農の勉強をしながら、最終的には厚岸で酪農を志していきたいという強いお話も伺っておりますので、今の若い方なので「厚岸町をどうやって見つけたのですか」と聞いたら、「いろいろインターネットで検索して、厚岸の農業政策が非常に優れている」ということもお話いただいていたので、そういうことでは、今までやってきた新規就

農対策というのは、やはりどこかここかで実を結んでいる部分もあるのかなと意も強くしたところでありますので、改めて、今後も強く酪農振興、新規就農対策の振興について取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。  
2目農業振興費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます  
3目畜産業費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5目農地費。  
7番。

- 南谷委員 181ページ、一番下段なのですけれども、080、水利施設等保全高度化事業3億5,000万円の計上、ここでお尋ねをさせていただきます。

次ページにまたがっているのですけれども、この事業は、事業主体が北海道で、その事業に対して厚岸町が負担をするということになっています。令和5年度まで実施設計、そして令和6年から管路工事が進められると理解をしているのですが、まず、この事業の令和6年の実施場所、それから、この工事の目的と総事業費の内訳、それで総事業費の内訳なのですが、さらに令和6年度の計上の3億5,000万円の事業内容、そして次年度以降の完成までのスケジュールについて、それぞれ説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 水利施設等保全高度化事業の3億5,000万円でございすけれども、この事業につきましては、太田から大別、片無去、上尾幌にかけての水源の見直しを含めた管路網の再編更新を行う事業ということになっております。

現在の太田営農用水道、片無去営農用水路の水源を河川から地下水に変更し、老朽化した水道施設、配水管の更新と併せ一体的に整備し、安全・安心な水道水の供給を図る目的で実施される内容となっております。

それで、この事業の総事業内容ということでございすけれども、事業期間が令和3年度から令和12年度の10か年計画ということで今進んでおりまして、令和3年度の調査計画の、すみません、12年と申し上げましたが、3か年の実施計画の17年ということで事業期間を設定しております。訂正させていただきます。

その中で、本年度の事業3億5,000万円の中身でございすけれども、この3億5,000万円は厚岸町の負担分ということで予算措置をされておりますが、令和6年度の北海道

の水利事業費合計でいきますと 8 億 5,750 万円の事業費が見込まれております。そのうちの厚岸町の負担分が 3 億 5,000 万円という内容になっております。

なお、この事業、農業事業でやるものですから、農業者のための基本事業という部分で、そのエリアの中には非農業者の施設、家屋、建物等もあります。その部分については、北海道、国の助成対象外になりますので、厚岸町が北海道にその事業を委託して一緒にやってもらうという事業をセットでやることになっておりますので、国が 45%、北海道と厚岸町が 27.5% の負担割合で行う道営事業、純粋な農業分以外に厚岸町が北海道に委託して行う事業費がプラスされますので、単純にこの 3 億 5,000 万円が 8 億何がしの 27.5% にならないという部分については、ご理解願いたいと思います。

この後の令和 17 年までの事業計画につきましては、ちょっと長期スパンになりますので、3 カ年計画には 3 年分が載ってきますけれども、その都度、北海道と事業計画を詰めさせていただきながら、3 カ年ずつの計画で進んでいくというふうに理解をしておりますので、当面は、今回 6 期総合計画の第 5 次の 3 カ年に搭載した事業が予定されているという部分で、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、令和 6 年度の施工箇所につきましては、水道課長のほうからご答弁を申し上げます。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

私からは、令和 6 年度の工事場所について説明させていただきたいと思います。

工事場所ですが、片無去方面になりますが、片無去開拓パイロット集会所付近から、北に福井牧場を經由して約 8 キロを予定してございます。これに関しては、管路施設、ダクタイル鑄鉄管の合計 250 ミリから 300 ミリの合計で、管路更新の布設替えを行います。それともう一つが、太田 2 号道路、1 番道路から 8 番道路に向かつての釧路太田農協の隣の道路ですね。これが道路改良に伴い、一部路線をやるのですが、ここを約 1 キロ、合計 250 ミリのダクタイル鑄鉄管、それと太田 8 番方面が配水用ポリエチレン管の口径 100 ミリ、この内容で工事を行う予定でございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 非常に想像以上に長期にわたる計画でもありますし、令和 6 年度から工事にかかるわけでございます。ぜひ、ともすれば、予算がつかないで一部しか進まないということではなくて、期間が長いわけでございますから、この 17 年までの間にきちっと進捗していくように、町としてもしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、管の更新、人よりも牛がたくさんいます。相当数の牛が飲む水のことを考えると、やはり、厚岸の基幹産業である酪農のためにも、この事業、しっかり取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 先ほどの答弁の中で、総体事業費のお答えが抜けておりましたので補足でお答えをさせていただきますが、現在のところ、見込まれている総事業費につきましては69億8,500万円という金額を現時点では見込んでおります。今後の動向によって増減が出てくる可能性はありますけれども、現時点ではそのような形で押さえている内容になっております。

さらには、酪農振興における水の確保という部分がございます。まさに、先般の能登の大地震も経験した中で、報道には牛の水が確保できずに、本当に困っているといった映像であるとか、そういうところを目の当たりにしたときにですね、この水、本当に命の水ということで、厚岸町としても、この事業は何としてもやっていかなければならない事業であるというふうに思っておりますし、農協のほうからも、この事業の重要性、ぜひ完成に向けて取り組んでいただきたいという強い要請も受けておりますので、そういった部分を心得ながら事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

5目農地費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目牧野管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 7目農業施設費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 8目農業水道費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 9目堆肥センター費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2項林業費、1目林業総務費。

10番。

●堀委員 木質バイオマスボイラー整備事業についてお聞きいたします。

温水プールのほうに木質バイオマスボイラーを整備するということで説明されておりますけれども、その内容等について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 木質バイオマスボイラー整備事業 2 億 5,018 万 2,000 円の内容でございます。

現在、重油でボイラーを稼働しておりますが、それを木質ボイラーにするということでございます。これにつきましては、2 億 5,000 万円の事業内容のほうから説明させていただきますと、まず機械整備、木質バイオマスボイラーを 300 キロワット 2 基設置いたします。これで 1 億 6,757 万 4,000 円。それから、建設主体、要するに屋内のチップを入れる場所の建屋等を含めて 7,012 万 5,000 円、大きさが 149 平米、高さが 6 メートル程度となっております。それから、電気のキュービクルの設備等を含めて電気設備が 1,228 万 7,000 円。これで 2 億 4,998 万 6,000 円ということで、工事請負費の金額と同額となっているところでございます。

このボイラーにつきましては、チップを使います。チップにつきましては、町のパルプ材を使いまして、それを森林組合のほうにお願いをしてチップを使って、それを原材料とするということで、今考えているところでは、今の重油の金額が約 800 万円程度、年間使用。ただし、クローズの期間もございまして、冬の期間。それを年間通して 800 万円程度の委託料の中で補うことができるということで、プールも 1 年開館できるという想定の中で今進んでいるところでございます。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 そうすると、分かりました。

熱量的なものは、今バイオマスボイラーが 300 キロワットのものが 2 基だよ。現状の重油ボイラーは何キロワットで、それからどうなるのかという、合計で 600 キロワット、重油ボイラーが今現在は何キロワットのものなのかというのは、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 当初、現在 500 キロワットの部分を使っておりますが、それで対応しようと思っておりましたが、実施設計の中で熱量計算をいたしまして、冬の間の暖房、特に暖房の部分は結構使いますので、それも含めると 600 キロワットのボイラーが必要だということになったところでございます。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 あと、原材料費であるチップなのですけれども、それは町有林の林地残材だけなのか、それとも民有林も含めた厚岸町内での林業施業した後に出るような林材、林地残材だけではないですね、林材を想定しているのか、ここら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 林地残材につきましては、現在、町営牧場のおが粉を製造しておりますそちらほうに全部使っておりますので、林地残材ではなく、町から出る用材とパルプ材が出ますけれども、そのパルプ材のほうをこれに活用しようということで考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ただね、町営牧場で使っているのは、生ごみを処理するほうの水分調整剤としても使うわけでありますよね。総量的に足りなくなるのではないのかなというふうに心配するのですけれども、そこら辺の心配はなく、十分なチップというものを確保できるという見込みなののでしょうか。それとも、これを確保するために、むしろ、今後、町有林の間伐や何かもより一層増えていくような形になるのか、もしくは民有林なども間伐奨励をしていくのか。厚岸町内で足りなければ、町外からも購入というものも考えるのかどうなのか、ここら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） この300キロワット、ダブルで600というおが粉の部分につきましては、マックスやって、出来上がりで4,000立米というふうに考えておりまして、パルプ材でいくと、3.3で割れば、約1,200立米ということであります。この部分につきましては、町有林のパルプ材、それ以上のものも年間ずっと出ておりますので、その中で対応していきたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 同じところで、このバイオマス事業、今聞いていたので大体内容が分かりました。

財源なのです。2億5,000万円、投資します。厚岸町は一財から1億2,500万円を拠出するわけですが、この財源内訳、環境保全基金なんかも潰すだろうし、ふるさと納税なんかも使うと思うのですが、この1億2,500万円の財源内訳を説明してください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 財源内訳でございます。

まず、歳入のほうでも説明しているとおり、林業木材産業構造改善事業補助金で1億2,499万3,000円、2分の1が出ると。それから、それ以外の財源として、令和6年度の森林環境譲与税が2,388万8,000円、それから森林環境譲与税基金から3,110万5,000円、それから環境保全基金から4,000万円、ふるさと納税基金から3,000万円ということで、合わせて2億4,998万6,000円となっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 ほとんどの財源、ふるさと納税の、今説明されて、環境保全基金4,000万円は分かるのですよ。それから、ふるさと納税の関係、令和6年度の分まで投入しなければならない。2,388万8,000円と今言われましたよね、令和6年度分。ということは、環境譲与税3,100万円、既に積んであるふるさと納税の中から、その分を100%、これまで積んできた環境譲与税の分も取り崩して、令和6年度からもさらに2,300万円ほど財源を見込んでいると、この予算の中に入っている。

そこまでしてバイオマスボイラーをつくっていく。非常に金額が大きいわけでございます。環境に対してそう取り組んでいくという考え方については、私も反対ではございません。それだけに、これだけの財源を投入して、この事業をやるわけでございますから、この施設運営に関しまして通年で町民の皆さんに利用していただくと。この辺については、しっかりPRもしていかなければならないし、それだけ投入して、この事業に取り組むのだというものを町民にも理解していただいて、よりあの施設の有効活用というものをしっかりやらなければならないと思います。

財源については分かりましたので、その取組について、この建物を建てるわけでございますから、しっかり取り組んでいかなければならないと私は思うのですよ、これだけ突っ込むわけですから。その辺について、今までどおり、ただ冬場延長しますよと。これでは駄目だと思うのですよね。町民は納得しませんよ。今まで以上に、ずっとやってきた人、あそこを一生懸命使って利用している人は、これからもよかったな、新たな人も含めて、担当課としては頑張ってもらわなければならないと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 温水プールの施設の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

この木質バイオマスボイラーの事業、過去より計画を立てられて温水プールということで、私どもとしては、やはり今まで12月から3月までの4か月間におきましては、やはり水泳を趣味とされている方につきましては、町外へも行っているという方も伺っております。

この木質バイオマスボイラーを導入するに当たっては、温水プールを所管している生涯学習課としましては、やはり早いうちから見通しを立てまして、このような形で年間

の開館を目指していくというようなことをあらかじめ町民の皆さんに周知しつつ、やはり今まで冬期間やっていなかった分については、水泳教室等の授業も組んでいなかったわけですので、この部分をどのように生かして町民の皆さんの健康増進に資することができるのか、令和6年度早々に検討してまいりたいと考えているところでございます。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。  
2番。

- 室崎委員 ここでお聞きするのは、有害鳥獣の問題です。

まず、長野県だったかな、警官含めて4人がハーフライフルで殺されるという悲惨な事件がありましたですね。あれを契機にして、ハーフライフル規制というものがぽんと出てきましたね。それを立案提供する警察庁ですか、そちらのほうは全国一律で考える頭ですから、北海道がそれをぽんと適用されると、熊や鹿の駆除に非常に支障が生じるという、北海道特有の事情を勘案してもらいたいということで、知事も先頭に立って陳情しておりましたが、この問題は道のいうか、北海道のみんなの陳情というものが受け入れられて、最終決定したのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） ハーフライフルのお話でございます。

ライフルは10年間の実証経験を受けて、初めて取れる。その前に、免許を取ってすぐに、本来であれば散弾銃でございますが、散弾銃であると鹿の命中率、また熊についても、ほとんど効果がないということで、ハーフライフルを持っている方がほとんどで、厚岸町の猟友会の方もほとんどでございます。

それらも含めて、北海道のほうから、このハーフライフルの規制というものがあって、北海道のほうから熊や鹿の鳥獣にあたっては、特例を認めていただけないかということになっておりましたが、今の段階では、まだ結果は出ていないというところでございます。

- 委員長（竹田委員） 2番。

- 室崎委員 ライフルだと、有効射程というのですか、それが200メートルとか250メートルとか言いますよね。それで、散弾も1発弾ですと50メートルと言われてますよね。ハーフライフルというのは、銃身の中にらせんの溝が入っていて、弾丸が回転しながら飛ぶんで弾道が安定するのですよね。ところが、ハーフライフルというのは、そのらせんの溝が銃身の半分以下になっているということで、ライフリングと言うのだそうですが、ライフリングが半分以下になるといって、ライフルとはして認められないというところをうまく狙った銃だというふうに聞いています。

ところがそれを使った事件が起きて、結局ハーフライフルもライフルと同様の規制に

してしまうということが閣議決定されたのですか。そうなりますと、散弾銃を10年使わないとライフルの許可が下りませんから、いわゆる初心者というか、最初からの人がハーフライフルを持つことができなくなる。

そうすると、ライフルを持っている人しか事実上、鹿や熊の狩猟には役に立つ鉄砲を持てないということになって、これは駆除をお願いする人がぐんと減ってしまうということで、北海道の場合のこういう鳥獣被害というものと、もう一つは、面積が広く平地が広いですから、対象物との間の距離がある程度あるわけですね。そういう事情をきちんと考慮に入れてくれというのが確か知事の言い方だったと思います。

まだ本決まりになっていないということでは、まだまだちょっと綱引きがあるかということだと思いますので、この点、厚岸町としては推移を見守るという以外には何もできないということですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 有害駆除につきましては、年間2,200頭、猟友会の方々に協力をしていただいて、鹿の駆除をやっているところでございます。

今、委員がおっしゃったとおり、ハーフライフルが許可にならないといったときに、今度は散弾銃で対応するのかということ、今言われたとおり1発弾でも50メートルということでは全然距離が足りないということで、ぐっと当然下がってしまうという懸念がございます。

これにつきましては、厚岸町も含めて、管内全ての町でも同じような考えでおりまして、管内を統一した中で、林業サイドのほうに、北海道に対して、こういう形で意見書というものを出しているところでございます。

これが、北海道から国へ、こういう形で北海道については認めていただけないかというような意見になっているところでございまして、何とかこの特例という部分が、最終的に許可になるように推し進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 この前、テレビを観ていましたら、総務大臣かな、記者会見やりましたですね。そして、この有害獣駆除の支障にならないように、十分その地域の事情を考えるというような非常にいいことを言っていたものですから、本決まりになったのかなと思ってお聞きしたのですが、まだそういういろいろなものがあるとすれば、この点に関してはあらゆる機会を捉えて、より一層強い働きかけを考えていただきたい、これをお願いしておきます。

それで、有害獣駆除といわゆる銃の問題、銃を扱う人なのですから、問題なのですが、今、有害駆除というのは、言ってしまうと、猟友会というか、実際に銃を撃てる人たちですね、その人たちにお願いをしてやっているといるという現状だと思うのですよ。結局はそれなりのお礼はしているのでしょうけれども、どこまでもボランティア

アなのですよね。ボランティアということは、要するに、行為に乗っかっているということでもあると思うのですが、そういう状態の中で今起きている話は、銃を扱う人の高齢化、減少化、そういうことによって非常に有害鳥獣の駆除を担う人たちが減ってきているというようなことがある。

それからもう一つは、確かにその意義を感じてやってくださるのだけれども、弾薬の高騰、これがすごいらしいのですよね。聞くと、結局アメリカで作られたものが輸入されて日本で売られるらしいのですが、アメリカでは、その需要がウクライナの関係もあって非常に需要が高まっているために、値段が高騰しているというような話も聞いています。

そういう中で、今の状況でやっていくというのが非常に先細りになっていくのではないかという心配があってならないのですよね。こういう点では、どのようにお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ライフルにつきましては、今後一層強く働きかけていきたいと考えているところでございます。

あと、鹿の駆除につきましては、現在1頭1万円ということで駆除費を協議会のほうから出しているところでございますが、やはり今、委員おっしゃったとおり、弾薬、または燃料につきましてもガソリン代が上がっているということで、令和6年度から2,000円上げまして1万2,000円に今するところでございます。この辺につきましても、猟友会のほうと相談しながらやっているところでございますので、何とかこの中でやっていただきたいと思っているところでございます。

あと、年齢構成につきましては、厚岸町については、現在20名おられまして、平均年齢56歳ということで、高齢の方もいるのですが20代の方も入っている方がおられまして、ほかの町村に比べるとちょっと低めの感じでなっているところでございますが、ただ、熊撃ちも含めて経験が必要だという部分で、経験がある方がもう高齢のほうになっておりますので、この方々のそれぞれ経験、今までの知識や知恵、または経験に即したものを継承しなければいけないということで、猟友会のほうも言っております。やはりこの辺も含めて課題が山積しておりますので、町と連携しながらきちんとやっていきたいなと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 担当者はよくわかっていると思いまして、今も的確なことをいただいているのですが、特に熊を相手にするときは命がけなのですね。幾ら250メートルの射程があるからといって、250メートル先から撃ったりしたら大変なことになるらしいです。特に熊の急所をそらしてしまって、半失という言い方を聞きますけれども、要するに、傷ついた熊をつくってしまうと、これは非常に危険なのですね。必ず仕留めなければならないわけですよ。

もう10年もなりますかね。浜中で、撃って仕留めることができなくて、ただ、撃ったハンターは、その熊を必ず仕留めないで放置してしまったら大変なことになるので、後を追ったのですね。そうしたら、熊はやぶの中で隠れていて、反撃してきたのですよ。それで、2人かな、熊にやられて死にましたですよ。そういうようなことの覚悟をした上で行う非常に大変な仕事なのですよ。

鹿は、反撃して鹿に殺されるということは恐らくないとは思いますが、熊には、もう命のやりとりになるような場面を持ちながらやっているということも、やはり我々は知らなければならないだろうと。そういう中でお願いしていくわけですから、熊を撃てるハンターを育てていくということも非常に大事なことだと思いますので、どうかよろしく、現場の実際の衝に当たっている人たちとよく相談して、そういう現場の声というものを取り入れた施策を進めていただきたいと、そのように思います。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 特に熊の駆除につきましては、かなり経験がいるということで、当然命がけでやっていただいている仕事でございます。

現在、熊の駆除につきましては、その20名の中でも経験のある7名の方を厳選させていただきましてやっているとございます。ただ、若い方も何人かおられますが、ほとんどの方が70代以上の方が多いということで、私も一緒に熊を捕獲している、駆除しているところを見ましたが、やはりかなり怖いというのですかね、かなりすごい現場でありまして、当然今言われるとおり、一発で仕留めないと大変なことになってしまうということでもあります。

今、熊につきましては、春熊駆除ということで、道の春期管理捕獲事業というのが創設されまして、これが、特に今週、まさしく明日ドローンを飛ばして、まず状況から熊の足跡や、あと、寝ぐらにしているところとかを見つけまして、再来週以降に浜中と厚岸と合同の猟友会の中で、道有林の中で今駆除していこうということで動いているところでございます。

そういった意味からも、今、委員が言われたとおり、経験を生かしながら、若い人にも一緒にそういうところに行っていただいて、一緒にその経験を積むということも大事だと思いますので、その辺も考えながら、今後進めていきたいと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目林業総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目林業振興費。

10番。

- 堀委員 林業整備の担い手対策ということでお聞きをします。

旭川のほうに、今ちょっと名称を忘れたのですが、林業の担い手確保のための高度技術や林業経営などを習得する学校というものが既にできているのですが、残念ながら、厚岸町からその学校のほうに入る方、またその学校を卒業した方が厚岸町の森林組合や、また林業業者のほうに就職をされたというものは無いというふうに聞いているのですが、この学校の利活用というものに関して、厚岸町としてはどのように考えているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 旭川にありますカレッジですね。林業に特化したカレッジがございます。これにつきましては、今、委員おっしゃったとおり、厚岸町から入学した人もいなければ、卒業生も当然いないということで、私も視察の中で実際行ってまいりました。かなり高度な授業内容ということで、もう卒業したら即戦力で森林組合等も含めて各民間の林業関係の会社に勤まるような事業内容でございました。当然、就職率も100%ということで、もう本当、地域を担う若手の学校だなというふうに思いました。

これにつきましても、カレッジについて、その支援ということで一部助成をしている、厚岸町も助成しております。やはりこういった学校があるということを、北海道でもかなりPRしておりますが、厚岸町としても興味ある生徒に対して、こういうところで実践を積みながら勉強していくというのが大事かなと思いますので、どんどんPRしていきたいなといったところでございます。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 林業施業のメッカといえば、やはり道央圏、道北圏なり、旭川周辺がメッカとしてみられるのかなというふうに思います。例えば、高校卒業した方が旭川の学校に行っても、いざ就職をしようよといったときには、旭川圏や札幌圏など、都市部に近いようなところでも当然人材不足ですから、そういった中で人材がどんどんどんどん、こっちから行ってもどんどんどんどんそちらのほうに行ってしまうという懸念もあるというふうに思うのですよ。ただ、いいよ、いいよ、行けよ、行けよと言っても、それだけで厚岸町の林業の担い手の確保につながるのかなとうには、懐疑的なものがあると思います。

そこで、今後考えてほしいのが、林業業者や森林組合などに一旦就職された方ですね。その方を、その会社なり、その団体の身分を確保した上で学校のほうに行ってもらう。そこに対して何らかの、町も助成なり。あの学校には寮もないようなので、自力で周辺でアパートを借りたりなんかして住まなければならないというような話でもあるらしいので、やはりそういったことの中で、今既に厚岸町で働こうといった方の技術習得

といったものをどんどんどんどん進めていったほうがいいのではないのかな、そのための制度というものを考えていってほしいなというふうに思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 学校の身分がどのような形で受け入れるのかというのは、そこまでちょっと調べ切れておりませんので、森林組合の職員、または企業の職員でそういうところに行けるかどうかというのは、その辺はちょっと定かではありませんが、当然、就職した中でいろいろな研修等もございます、カレッジ以外の分もですね。さらに、当然、仕事とつながる研修でございますので、もっと高度な部分でやっているところもございます。

ただ、今言われたことが可能である、またそういう人がいる、また会社、森林組合等もそういうものを希望しているという条件がそろえば、当然そういうことも必要かなと思っております。そういう案件がありましたら検討していきたいと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2 目林業振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3 目造林事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目林業施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目特用林産振興費。

4 番。

●金子委員 5 目特用林産振興費の菌床センターの020、設備整備事業についてお尋ねいたします。

皆様もご存じのとおり、自分も生産者として菌床センターにはお世話になっておりまして、また新規の生産者も最近増えてきて、活気が見られるところであります。

今回の改修補修工事ですが、内容は、培養ハウスに換気口をつけるものかと存じます。菌床センターができてから30年近くたつと思います。その間は、培養室という培養

する時点では、例えば空調の関係というのは職員が換気したりして、今までずっとやってきて、町長の執行方針でも言っておりました、安価で良質な菌床を菌床センターは作ってきたと思っております。

ただ、なぜ今このタイミングで突然換気口をつけるのか。何か作った菌床などに問題や何かが発生したので、こういうものをつけないと菌床を製造できないからつけるのか。なぜつけるのか、この辺りの状況を説明お願いいたします。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） きのご菌床センター設備整備事業の297万円のお尋ねでございますけれども、菌床の管理におきまして、温度の管理というのは非常に重要だということはお質問者も十分ご承知のこととは思いますが。

菌床センターといたしましては、近年の菌床を製造するに当たっての夏の時期におきまして、ビニールハウスがあるのですけれども、その菌床の製造における温度管理、非常に温暖化の部分もあって、温度の育成の適温を超えるといった部分で、夏場の温度管理が非常に難しい状況となってきたと。この育成が適温を超えることが長期間続くと、それこそ、菌床の製造に障害ができてしまうといった部分、品質収量に影響していきますと、ひいては、生産者の生産減少につながっていきかねないといった懸念があるものですから、このビニールハウスへ換気扇を設置することにより、ハウス内の温度を調整することによって、むらや湿度の上昇を抑え、適切な菌床を製造し、生産者に供給をしていく必要があるということで、このたび、この施設整備事業を行うこととするものでございます。内容的には、そういうことでございます。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 おっしゃるとおりに、やっぱり気候も確かに変わってきているなど感じる部分もありますが、菌床センターができてからの年月で考えれば、当然、熱い猛暑だとかそういうときも多々今までもあったと思いますが、その中では、自分がこの町に来てからも、町の方針、執行方針の中でもずっと安価で良質な菌床を提供すると言い続けていましたが、今までそういう猛暑のときとかも多々あったと思いますが、そのときは問題なく良質な菌床を町は提供していたのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ここ何年の状況で、どうだったかという部分については、今ちょっと私の手元に、そういった資料は持ち合わせておりませんが、少なくとも、従前の生産状況において、夏の猛暑等で極度の生産不良等の状況に陥ったということとは、承知していない状況にあります。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 ありがとうございます。

昨年は、確かに、体感でしかないですが、暑いし、厚岸とか道東の空気ではないなって夏思ったことはあったのですが、昨年度、その環境の中、作った菌床で何か問題があったというのはなかったのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 昨年度生産した菌床で、そういったハウスの高温等の障害による問題といった部分は、なかったというふうに認識しております。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 聞き方が、ちょっと私が分かりにくかったのかもしれないのですが、昨年度作った菌床で、菌床は生産者に渡す中で問題があった菌床はなかったのかという意味で質問させていただいております。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問の部分につきましては、先般、行われた生産者との懇談会の中でも少し出た話かと思えますけれども、菌床を製造して生産者に渡す過程において、ビニールハウスのほうに移行移設する際に、ビニールハウスの中にある菌床が予定より若干日数を経過したものが生産者のほうにまだ引き渡されていないといった中で、それぞれの生産者の事情もあるとは思いますが、そういった部分で、菌床センターの中で経過した菌床を生産者のほうに引き渡すケースがあったと。それにつきましては、菌床センターのほうから生産者のほうに事情を話しながら、その玉から発生する菌床の減耗分といいますか、そういった部分について、今後の出荷の中で菌床での保償という形でさせていただきたいというお話をさせていただいたと理解をしている内容でございます。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 委員長、今の質問をさせていただいた中で、範囲が、課長に答弁いただいた中で少し広がっていくかもしれないのですが、なるべく広がらない中でお話しさせていただきたいのですが、許可いただいてもよろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） はい。

●金子委員 ありがとうございます。

そうすると、菌床センターで作った菌床が、高温でそうなったかは分からないという

ことだと僕は理解しているのですが、あまりいい状態ではない菌床を生産者に提供せざるを得なくなって、その生産者に悪い菌床を渡した分をいいものに作り変えて渡すのではなく、生産者が損失を受けた金額を、お金ではなく菌床として補償するというお話をしているということで、考えてよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 菌床でもそうなのですけども、例えば生産物、例えば菌床を作って生産者のほうにお渡しするといった中、また、例えばカキセンターで種苗を生産して、漁業者にシングルシードの種苗を渡すといった中でも、慣行的といいますか慣例的といいますか、100個頼まれて100個渡すということはまずしていない。一般的には、入れ目といいますか、1%程度の幅を設けて、そういった部分の懸念もありますので、渡すといったふうにしてやっているというふうに向っております。

今回につきましては、猛暑という背景におけるそういった部分ではなく、あくまでも生産ラインの、普通であれば、菌床センターで作った菌床が日数を経過したらハウスのほうに移すのですけれども、そのハウスに移すときに、その前の、本来であればもう生産者に行っているであろう菌床が、事情によってまだ在庫としてあったものですから、どうしても菌床センターのほうでその後管理していかなければならなかったということで、聞いているところでは2件の生産者にそれが渡ったということで、そのうちの1件の方からそういうお話を伺って、そういった、なりが悪いのであれば、今現在でどれだけなりが悪いかというのはちょっとまだ分からないというふうにお伺いしているので、これで結果的に、例えば10のものが7割しかできなかったとか、8割しかできなかったとかという部分が分かった時点で、次にもし生産として菌床を提供するときにその部分を菌床で、玉で補わせていただきたいというお話をさせていただいて、もう1件の生産者につきましては、「一切そんな問題は出ていないので、全然うちは、補償も何も要りません」という、「補償の話にはなりません」というお話をいただいていたものですから、今回はその1件の部分について、そういったお話をいただく以上、うちも玉を出している責任もありますので、そういう措置で今回は整理させてほしいというお話をさせていただいたという内容かと思います。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 課長の大変誠実な答弁をいただいているし、課長に事前に僕も聞いた内容で答えいただいていると思います。

ただ、一般的というか、自分が今まで商売をしていた、物を売ったり、店をやったりというのも商売としていて、今も物を買ったり何だりというのは日常的に一般企業とするのですが、そういう中での考えでいくと、例えば何かをアマゾンで買いました。例えばストーブでもいいのですけれども、買いました。それを商売で使います、このストーブ不良がありました。そのときにアマゾンに言ったとき、どういう対応をするかという、当然、ではそのストーブを送り返してください。売った側で調べて、これは完全な

不具合です。では新しいちゃんとしたものを送りますという、これは一般的な物の取引では通常の流れなのですが。

先に申し上げたいのですけれども、僕はこの件を誰かが悪いとか、責めたいという趣旨で話しているのではなく、ちゃんとしたルールを決めて、ルールにのっとって対応していただくというのが、その生産者にとっても、町にとっても、当たり前なことではないのかなと思っているので、こういう話をさせていただいているのですが。

今回の話は、この菌床、悪い状態です。生産者は受け取りました。その生産者が、では椎茸、いつもこの菌床で300万円分出ていると。今回100万円しか出ませんでした。ではこの200万円どうするのよという、町がその部分補償しますと。ただ、その菌床代というのは、簡単に言うと、1万菌床であれば、1個120円程度なので、120円程度だと思うので、1万個でも120万円程度にしかありません。でも状況によっては、通常ではこれだけ出るのにもかかわらず、今回はこれしか出ないから補償その分しますとなったら、売った金額よりも高い金額を補償する可能性も出てくるとは思います、その辺りはどうお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 個々具体のケースについて、では何個出せばいいのかとか、どうすればいいのかという部分は、ちょっと計算というのもなかなか難しいのかなというふうに思っていて、今回の件につきましては、申出のあった生産者と菌床センターのほうでも、お互いに協議をさせていただいて合意を得たというふうに理解しておりますし、先日の2月15日の夜ですか、生産者の皆さんにお集まりいただいて、町のほうと懇談会をやった折にも、このお話については、生産者の皆さんにこういったケースがありましたということをご説明させていただいて、こういうような不具合があった折には、何なりと菌床センターのほうにご相談いただきたいということで、皆さんにもご理解をいただいたというふうに認識しておりますので、アマゾンだったらそうかもしれませんが、うちは菌床センターなので、そういった製造に係る全額補償ですとか、そういった部分というのは、取っていくような方針では考えてはいないということでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 課長のおっしゃっている話というのは、生産者みんなが集まったときに言った話とそのままなので、おっしゃっているとおりだと思いますが、では、今回の話というのは、まず補償についてという話で、生産者と話し合っているということですが、生産者が申告したものをそのまんま町としては補償する分として対応するというお考えの下こういう話を進めて、今後もこういう対応を厚岸町は取っていくという、例えば100万円分菌床を売った、だけれども、その菌床がよくなかったので、生産者の損害は500万円になりました。ではこの分、100万円払って、残り500万円上がるはずだったものが400万円の差額があると。ではその400万円分を町は町の責任として今後も補償していく

考えがあるという下に進んでいるのですかね。

生産者が言ったとおりに補償するという今のお話だと思うので、生産者がそう言えば、そのように考えて町は責任を持って対応していくという意味で言っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時23分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答え申し上げます。

ご質問の部分、生産者がこれは菌床として不出来だといった部分で、持ってきたものを菌床センターのほうで取り替えるとかということにはならないというふうに思います。あくまでも、今回のケースは、最初の答弁でも申し上げたとおり、そういったハウスの中に移すときに、先に出荷予定であった菌床があったがために、そこに移せなかったものですから、致し方なく、菌床センターのほうで継続培養をさせていただいた菌床だということの経過があったものですから、そういった措置を取らせていただいたということで進めているものでありますので、本来であれば前に質問者も培養日数の超過による経費負担というお話もありましたけれども、私どもも悪質なケースであれば、そういったペナルティーということも考えられますが、やはり生産者個々のやむない事情というの勘案しながらやっていかなければならない部分も抱えながら業務にも当たっている部分のご理解をいただきたいなということでございます。

なので、持ってきたもの100を無条件で取り換えるとかというような考えにはないということで、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 ありがとうございます。

いろいろな状況があり、そうなったということは、それは当然商売、商売というわけではないですけれども、物を提供することを、町が難しいことをやっているのです、ということは絶対あると思うので、その中でどう解決していくかで、それをうまく回してきたのも、菌床センターで頑張っていたいただいていると思います。

ただ、今質問させていただいたのは、当然、悪い菌床があつて、町もその落ち度を認めた。その分補償します。その補償の基準というものが、条例でも規則でも何もない。その中で、今回補償する内容というのが、生産者が本来その菌床で、売り上げるはずだった売り上げが、例えば落ちたら、その分を補填するというような内容で、町はそ

れを承諾しているのかという話なのです。

この話を、しつこく言いたくないのですが、言わせていただいているのは、先日南谷委員がおっしゃっていた統計のことで、きのこの生産量がいきなり急に落ちたと。それは道の統計で落ちたと。ただそれに関して、町は、今のところどうすることもできないと。でも、町として、まず生産者がどれだけ生産しているかも正直把握しているのでしょうか。

そういうことがあった上で、こうこう、こういう対策で、生産者がこれだけ落ちたから、物量的に領収書があってとか、出荷先に確認して、それで町が把握していて、前年度、この生産者はこれだけ生産していて、今回これだけ落ちたから、この分を金額ではなく菌床で損失分を補償しますとかなら分かるのですけれども、今、課長から聞いている話と、全ての話を総合して考えても、生産者が言ったことで、これだけ損失出たよ、補償しろと言ったことを、厚岸町は「はい、うちの責任で補償します」といまだに、先ほどからいただいている答弁でも、その部分を聞いているのですが、その部分について明確にお答えいただいているのではありませんよ。町は、生産者が言ったまんまを補償するのか。まずこれをお答えいただきたいのと。

もう一つは、先ほど2人同じ状況の方がいた、1人は、問題ないからうちは補償要らない、もう1人は、おかしいから補償しろ。行政というのは、みんなに対して平等にするはずであるのに、この人は要らないと言ったからお金あげません。こっち側は、言い方は悪いですが、言ったもん勝ちみたいなことをきのこはずっとやってきていたと僕は知る限りで思います。

これを変えていただかないと、僕も今きのこやらせてもらって、それなりに負債を抱えて真剣にやっているし、人生かかっています。だけれども、根本の菌床というのは、生産者は町から買っているのに、その町がルールも曖昧で、言う人には補償する。「いや、僕遠慮して町との関係おかしくなったら困るから、いや、いいです、いいです」と言って言わない人は補償してもらえない。こういうことになるとおかしいと思うのですが、その辺りどうお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今回、2件のうちの1件の方、問題あったと申し入れがあった方については、どれだけ問題があったかというのは、今栽培の途上にあるというふうに伺っているので、どれだけ発症率というのですか、その影響があったかというのはまだ確定していないというふうに認識しておりますので、どういう過程で栽培されたのかという部分も出てこようかと思います。恐らく通常と同様に、今までの栽培の流れと同様に栽培されたのであれば、そういった部分で算定していくことになるかとは思いますが、その生産の過程で生産者のほうにも何らかのミスがあったのかという部分があれば、その辺もきちんと協議させていただきながら、最終的に数字というのを決めていくことになるかと思っています。ただ、お金ではありませんので、うちのほうとしては、あくまでも菌床という形で考えているということは、再度ご理解いただきたいとします。

また、こうやってハウスのほうで、事情によってちょっと出荷の日数がずれ込んでしまうという部分は、なかなか減多にあることではないというふうには聞いておりますけれども、そういった部分の出荷の最終段階をきちんと決めていくということについては、生産者との間においても日数の確認というのは、改めてさせていただいて、次の玉がスムーズにハウスのほうに移行できるように進めていきたいなというふうに思っております。

さらに、言ったもん勝ちというお話もありましたけれども、今までの部分についてはちょっと細かく把握しておりませんが、先日の生産者との懇談会の折にも、気兼ねなく何でも相談してくださいと、ちょっとでも気になったことがあったら菌床センターのほうに相談してくださいというお話をさせていただいておりますし、今後も、当日出席がかなわなかった生産者の方にも菌床センターを通じて、そういったお声がけもさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 課長には、誠実にお答えいただいていると思うのですが、明確にはお答えいただいていないのですが、ここの委員会でこれ以上、同じ話を聞くわけにもいかないのでもう一つ確認させていただきたいのですが、このような生産者に補償するというのは、今回のことに限らず、今までもあったのか、なかったのか教えてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私の聞き及んでいるところでは、なかったのかなというふうに意識しております。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 課長の聞き及んでいるところではなかったのですね。

ただ、今回、補償の話をされている生産者がいらっしゃいます。その方は、その菌床を入れる前の菌床も補償してもらったと聞いています。そして、また僕もセンターの方と話した中で、はっきり聞いていますけれども、その補償は、そのときに、今回の補償ではなく、その前の補償をしたとき、何でちゃんとルールにのっとって、こうこう、こういう理由でジャッジメントを第三者がして、それでこれだけの補償の範囲を決めて、そうしないと駄目でないのかという話を僕は再三してきましたが、その中で、役場側からいただいた回答は「前からずっとそういうことをやってもらっていたと。だから今回もやれと。そういう話で補償をせざるを得なかった」という話を聞いているのですが、課長の認識があったかなかったかは分からないのですけれども、こういうことをずっとしていたような話を生産者側からも僕は聞いています。

僕自体も生産者として、厚岸町が補償する部分というのは、1%分の補償があるというのを、これが補償だとずっと言われていたのですけれども、全然違う対応を町はして

いるのですが、課長はこういうことの認識はなかったということでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 繰り返しの答弁になりますけれども、私のほうはそういった話は聞き及んでおりません。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 分かりました。課長が聞いていなかったというのは、多分、僕の知る限り課長は実直な方なので、本当に知らなかったのだと認識しますので、今この場でこれ以上その話はしません。

最後に、1 点だけ確認させていただきたいです。

今回、こういう状態で生産者に菌床を渡しました。補償するという話になって渡しました。その際、生産者の方に渡す前に、こうこう、こういう事情があつて、こういう菌床を渡すことになりましたという事前説明があつた上で菌床を渡したか、渡していないかだけお答えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） その部分につきましては、後日、きのこ菌床センターの担当に確認をしましたけれども、「そのときは、そういった事情については説明していなかったと思う」というような報告を受けております。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 ありがとうございます。

今回の話、生産者側にも僕は話を聞いておりまして、何でこの菌床がおかしいかと生産者が気づいた理由は、菌床センターの職員が教えてくれたと、内部広告発で。そういう状態で、何だこれという話になって、その生産者も、これは町はおかしいでしょうという話になったと僕は聞いています。

ただ、誰がという話ではないですが、これ以上、この話をここでするのがふさわしいか分からないので、この辺りで終わらせていただきますが、私の言いたいことは、言ったもん勝ちというのは、あり得ないようにしていただきたい。同じ条件下で2 人、そういう菌床をもらった人がいれば、2 人とも同じ対応にしていただかないと、1 人は要らないと言ったからもらわない。片方はくれと言ったからもらう。そういうのはおかしい。行政としておかしいと思う。

最後にもう1 点言いたいのが、では町に責任あります、補償します。それが生産者側の言ったとおりの、これだけ減ったから、これだけ補償しろ。それを真に受けてそのとおりに補償するなんていうこと自体、本当に町がしていただく考えなのか、それとも町

としてちゃんとした計算式、ルール、そういうものがあって、そういうものによって、こういう場合はこれだけ算定して、こういうことをするというをやっていただければ、こういう問題も起こらないし、過去に起こった問題というのも起こらないと思うので、ぜひルールというものを決めるのと、とにかく声を上げれる人と上げれない人がいます。僕もこういうことを言うと、正直言うと、町に本当に補助もしてもらっているし、菌床も買わせていただいているし、言いたくて言っているわけではないけれども、ただこれを見過ごして、自分の中でなかったものにするということもできないので、やはり明確なルールを決めて、みんな同じ平等にさせていただきたい。

今回のように、知り合いがいる人は、内部の人からこういうことを聞いて気づいた。例えば知り合いがいない新規の生産者、誰も菌床センターにも知り合いがいなければ、このことにひょっとしたら気づかないで、今回仕入れた菌床分、それこそ手間ひまと経費だけかかったけれども、1円にもならない。だけれども誰にも言えないという可能性もあるので、こういうところだけは、ぜひ、この機会にお考えいただいて、対策を町として練っていただきたいというのが思いなので、これで質問を終わらせていただきます。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

菌床センターの目的というのは、きのこ生産者のために造ったものであります。当然なことでもあります。今、金子委員の質問をいろいろ聞いておりまして、やはり常に良質な菌床を出荷するということがなければならないことは当然なのです。しかし、縷々何かいろいろなことがあったというご指摘であります。私といたしましても、このことについては原因が何であったのか、なぜそうしなければならなかったのか等々ですね、確認をしながら、これからもそういうことがないように、常に良質なものを出荷できるようにいたしたい。当然のことなのですが、そういう気持ちを新たに思ったわけでもありますので、その際このような気持ちでいるということをお伝えをいたしたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 終わりですか。いいですか。

5 目他にございませんか。

2 番。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、統計についてです。

昨日でしたね、7 番、南谷委員から非常に重要な指摘がありました。それは、生産物統計の数字が信用できないという話でした。そのときの答弁、やり取りを聞いていますと、道が調査して発表した統計だから、それをそのまま引き写して厚岸の統計表に載せているから、これは仕方がないのだと言わんばかりの答弁があった。これは、私は大変な問題だと思います。

あのときに南谷委員も、彼はおとなしいから、あの程度でもって済んだのだろうけれ

ども、これは、統計というのは、この後、10年でも30年でも残っていくのですよ。そして、それはあらゆる施策の基礎に使われるのですよね。それが、たまたま何かがあって、そんなふうになっているということが分からなかったというなら、まだ、いわゆるミスということで済むのだけれども、この数字はおよそ、かくかくしかじかの理由で信用もできないのだけれども、道が出したやつだからそのまま載せたのですというに至っては、これはもう厚岸町のその統計というのは何なのと言われても仕方がないですよ。これについて、何か手当てを考えていますか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 委員おっしゃられました、令和4年度の統計数値については、おっしゃられたとおり、釧路総合振興局の調査に基づく数値ではございますが、これまで、毎年度の調査として、一番実態と思われるものを使用してきましたが、令和4年度の調査に至りましては、調査拒否が数件あったということで、私も昨日お伺いしております。本来であれば、厚岸町の統計書でございますので、つながりのあるしっかりとした数字を使用すべきというふうに考えます。

今回、調査拒否の分が載らずに、生産量が少なく出ていることは、大変申し訳なく思っているところでございます。本来こういった場合ですと、後ろに注記して、下がった理由をしっかりと書くなり、改めて代替えとなるしっかりとした数字の調査を探した上でその数字を併記するとか、そういう手法が考えられると思いますので、どの数字を使用すべきかというのが現在まだ調べておりませんが、そういったことをしっかりと今後やって、なぜこういうふうになったのかというような疑問が生じないような統計書にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 今後については分かりました。

それで、現在、出版されたこの統計書なのですが、これはきちんと残されていくのですよね。ここの数字は一人歩きするわけですよ。ですから、今出されたこの数字に対して、後から、今年、来年、見る人は、こういうわけで事情を知っている人たちがたくさんいますから、この数字ちょっと危ないよというのは言えるのだが、さあ、30年たったときに、ここにいる人、何人残っているかということですよ。そのときは、その印刷物だけを見るのですよ、事情なしでね。それは、ある意味危険なのですよ。だから今出されたものについて何らかの、この令和4年の数字そのものを見たときに、これはこんな事情かと分かるような、例えばそこに注釈の紙を挟むとか、いろいろな方法あると思うのだけれども、そういうことも考えていただきたい。

それから、これは町のホームページにも載りますよね、たしか。載っているはずですよ。そうすると、全国というか、世界中の人を見ているわけですよ。そのとき、その人たちに一人一人に、実はこれはこうでああでと言うことは不可能ですよ。そうすると、やっぱりホームページにも注釈を入れるとか、何らかの、今回のこの統計に対する

手当ても考えていただきたい。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変申し訳ございません。先ほど、先のお話をしましたが、今回についても同様の対応をしたいと思います。

ただ、今どの数字が代替えになるかということがちょっと不明でございますので、まずは、下がっている理由の注記を後ろに付け加える訂正をした上で、今後この調査の代わりとなるような、統計というのはやっぱり同じ原点から、ずっと時系列でその数字が分かるようにするというのが原則かなと思いますので、そういったことも踏まえて、載せる数字については再度精査をさせていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。

10番。

●堀委員 ここ海岸管理でお聞きをします。

厚岸町には、漁港区域と漁港区域外の海岸というものがあるのですが、漁港区域の海岸については漁港海岸、そしてそれ以外の海岸については建設海岸といった中で、北海道が管理をしております。

そういった中で、最近いろいろ海から海岸を見ても、海岸に被害や何かがあっても即座に直すわけではない。当然、国だって北海道だってお金がない中では、なかなか即座に直せないといった中では、地元から海岸保全要望というものを上げていっているというふうに思います。ただ、最近、先ほども言いましたとおり、海から見てもその海岸保全工事というものがなかなかされているものが確認もできていないのかなというふうに思います。

今現在、厚岸町で漁港海岸と建設海岸それぞれ、北海道のほうに保全要望している箇所というのはどのくらいあるのか。また、一番古い要望を、未着手なところというのは何年ぐらいから未着手なまま残っているのかというものを、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 海岸管理の部分でございます。

厚岸町では、海岸保全要望につきましては、毎年関係漁業団体との聞き取り等を行いまして、北海道のほうに要望を上げているところでございますけれども、一番新しい部

分でございますと、今取りまとめている令和7年度の社会資本整備要望という中で、漁港海岸と建設海岸を今要望していこうとしているところでございます。

この令和7年度における漁港海岸の要望箇所につきましては現在13か所、さらには、建設海岸におきましては10か所、これらの整備要望をそれぞれ北海道のほうに要望していこうとしているところでございますけれども、現在、一番古い要望年次はいつかということにつきましては、漁港海岸でいくと、平成17年からの要望で苫多地区の護岸があります。それから、建設海岸でいきますと、平成13年からの筑紫恋海岸の消波堤のかさ上げということで、今一番古い部分では押さえているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、20年以上も要望を、その間も町からはずっと要望をしていると思うのですが、一番古いところでは20年以上も要望に対して北海道なりが答えてくれないというようなものなのでは、この点について、事業の推進といったものの中で、要望されないということはどんどん状況的にも悪くなっていくわけなので、やはり危険性がある、困っているから、そういう要望を上げるのですけれども、いつまでも20年も放っておかれるという、この状況というものを町としてはどのように考えているのかは、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 個別の整備要望の内容を見ますと、確かに古い事業箇所ありますけれども、ざっと見てみると、緊急性であるとか、直接背後地に民家があるとか、漁業で通常使う離岸堤であるとか、そういった部分がどちらかというと優先されていくという嫌いにあるのかなと思います。例えば、建設海岸でいうところの筑紫恋海岸でいくと、古い施設名でいくと日裁協の山を越えた前浜、ちょうど海岸保全施設が切れている先、バラサン側というのですか、そちらのほうが侵食されている状況はあるのですが、いかんせん背後地に民家等もなく、優先度合いとしては高くない状況になってくる関係上、どうしても置き去りにされていってしまうのかなと。

さらには、北海道も整備要望の箇所が多すぎて、とても限られた予算で整備をしているという状況にはないというふうに伺ってはいるのですが、そこで要望を取り下げたとしても、せっかく今まで要望してきたものが白紙になってしまうということもあるものですから、これについては、粘り強く北海道のほうに要望していく必要があるという立場で、この項目を載せているという内容になっております。

ちなみに、R5年の実施箇所でいくと、漁港海岸でいくと苫多の地区であるとか、これはもう背後地に民家がありますので、そういった優先度合いによって実施されているというふうに認識しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 危険箇所というものが優先されるのは当然なのですが、ただ、北海道にしても、国土の保全といったものに対しての義務というものが当然あると思います。そういった中では、今までどおり、今までも未着手だから、そのままだったらと同じものを上げていくのではなくて、もっと要望としての力を入れていくべきでないのかなというように思いますので、ぜひ今後の要望の中では、力を入れてほしいなと思います。

私たちも国会議員や道議会議員を通した中でも、地元要望が通るように少しでも働きかけというものをしっかりとしていきたいなというふうに思いますので、行政側も、しっかりと強い要望というものを出していつていただきたいなというふうに思います。

その上で、要望を出していく上で、ちょっと心配になったのが、国定公園化になったときに海岸縁も当然国定公園の範囲というふうになっているというふうに思うのですが、そこに海岸保全の工作物を造るというようなときに、国定公園であるのがための開発規制というか、そういうもののために、せっかく要望をしても、予算がついていざやろうといったときにできないとかという、そういう心配というのはないのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） まずもって、長期間未着手の箇所につきましては、必要性の話を持っていく方というのですか、それもちょうと一ひねり、二ひねりして、漁協とも調整をしながら、こういった視点からいくと案外緊急度合いになるのではないかと、そういったところも今後ちょっと研究をさせていただいて、今後の要望に反映させていければなというふうに思っております。それに当たっての議員の力強い支えも必要になってくると思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、先ほど、後段でご質問のあった国定公園内の構築物等の関係でございますけれども、現在、末広地区から湾月バラサン地区にかけて、国定公園の扱いといたしましては普通地域というふうに海岸地区については押さえております。

ご質問のあった海岸整備等の際に当たっての支障があるのではないかとという懸念がありましたけれども、海岸地区の工作物等の設置につきましては、自然公園法が適用されるというふうに考えております。その中で、自然公園法の施行規則ですか、普通地域内における届出を要する、要しないという規定がありまして、この15条に普通地域内における届出を要しない行為という規定があります。その中の1項目として、魚礁の設置、その他漁業生産基盤の整備、または開発のための行為という規定がございまして、これにつきましては、普通地域内における届出を要しない行為ということで規定されているというふうに認識しておりますので、こういった海岸保全事業であるとかの事業に際して、支障が生じるということはないというふうに認識しているところでございます。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目水産業総務費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、昼食のため休憩します。  
再開は13時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開いたします。  
2 目水産振興費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3 目漁港管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5 目養殖事業費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 6 目水産施設費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、5 款農林水産業費を終わります。  
210ページ、お開きください。6 款商工費に入ります。  
6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。  
2 番。

- 室崎委員 ここで消費者被害防止策についてお尋ねいたします。

厚岸警察署管内でも特殊詐欺による被害が出ているようです。それでお聞きするのですが、なかなか、一つは高齢者なのですが、被害に遭う層というのがあるようで、そういうところに対して町も警察もいろいろパンフレットを配ったり、いろいろな手を使って啓発をしているのですけれども、全国的にいうと後を絶たない。

これだけ言ってるのにということが、恐らく担当者の、口にはしない思いだと思うのですがね、これはある意味仕方ないのではないかと私は思います。聞いているほうは自分のことだと思っていないわけですよ。そんなばかなやつもいるのだと、全くそんなことも気がつかないで引っかかるのだというふうに思って聞いているわけですね。そして、あるとき気がついたら自分が引っかかっているというのが現実だと思います。

そういう人に少しでも意識を持ってもらうためには、あれもこれもいろいろなことを並べ立てて言っても、それは耳に入らないと思います。それで、私は、うちの自治会なんかで高齢者の、いわゆるお年寄りに言うときには「電話でお金のお話をしてきたら、全部詐欺屋だと思いなさい、ほぼ間違いないから」と。それから、「官庁と役所は、お金の話をするときは全部紙できますよ。厚岸町役場何々係ですが、あなたに、これこれの未納金がありますから、すぐ支払ってくださいと、こういう手続きをしてくださいなんていう電話は、絶対来ませんから」ということを言っています。それから「もし本物が偽物かはっきりしないような文書が来た場合、そのときは私のところに持ってきてくれと、私が分からなくても、どこへ持っていけばすぐ分かるかということは私は分かるから」、こういう言い方しています。その１点しか言いません。そういう言い方でいいのかどうか、ちょっと鑑定をしていただきたいのが一つです。

それからもう一つは、今これは、もう私にも全く処置ないほうなのですが、60以下、50代、40代、30代という人たち、20代ももちろんあるでしょうけれども、SNSによる詐欺被害というのが随分マスコミでも言われます。それから、警察なんかのパンフにも書かれています。ただ、SNSというけれども、これ、いろいろな種類があるらしいですね。そして、それぞれ何か違うらしいのですよ。そういう具体的なことはあんまりそのつもりでもってみると、どこにも書いてないのですね。SNSによるかくかくしかじかの勧誘があって、何だかコインでこうやって払って引っかけましたというような式で書いている。その辺り、もっともっと具体的に、コンピューターでも今のスマホでもいいのですけれども、こんなお便りが来て、こんなふうになったら、これ危ないのですよというようなことをやはり具体的に言っていかないと駄目でないかということをちょっと思いました。おまえ、それじゃあ、そこを具体的にやってくれといっても、私もできないものですからね。それちょっとなかなか難しいので、そこを教えていただきたい。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 最近の詐欺被害、相変わらず減っていない状況ということであります。まず、質問者が最初におっしゃいました、お金の関係、電話での催促だとか、連絡だとかないと。そして、質問者も一生懸命地域の中でやっていただいております、何かあったら私のところにまず来なさいと。そのような対応、私もそのように思っております。

おかげさまでといいますか、ここ最近、厚岸町内におきまして、電話における詐欺被害、こういうものはある程度もう防げている状況にはあるかなというふうに思っています。高齢者の方も、先般も、例えば町内の金融機関を名のるような方からの不審な電話、こういうものも一方で役場のほうに入ってきたりとか、そういうようなことで、高齢者の方々もかなり自分なりに防御策を張っているのではないのかなと。

それと、この予算の項目ではないですけれども、特殊詐欺被害防止用の電話、こちらにつきましても、年明けてから物すごい数が、実は申請が来ております。新聞報道でいろいろと出てるからかもしれないですけれども、高齢者の方々は特に結構注意をしき

ている状況にはあるかなというふうに思っております。

それとまた、SNSについてでありますけれども、一度私も新聞報道でSNSを使つてというところで、警察のほうにも確認をしたことがあります。これにつきましては、企業側の情報ということで、新聞等に出さないでくれといったようなことがあるようです。ですので、例えばSNS、インスタグラム、フェイスブック、エックス、例えばライン、こういうものの固有名詞が新聞報道の中では出てこないで、一緒くたにSNSというような表現を使わざるを得ないというようなことでもあります。ただし、最近特に顕著にはやっているのが、投資詐欺。こちらのほうとロマンス詐欺ですね。こちらは確実にSNSと言われるものを媒体にして詐欺被害が行われているといったようなものでもあります。

これはちょっと私の事例、経験になるのですが、特にこのような詐欺につきましては、フェイスブックだとかインスタグラムで著名人を使った偽の広告のようなものが出てきます。こちらを興味のある人がアクセスをすると、そのメンバーに登録されるような形になりまして、インスタグラム、フェイスブックでは情報のやりとりがちょっと面倒くさいものですから、その次の手段としてライン、グループラインというもののほうに誘導されると。そして、このグループラインのほうで親切丁寧に様々ないろいろな情報を与えて、あたかも本人になりすましたような形で儲け話を持っていったり、最近ではフェイク動画、すなわち本人になり代わったAIを使った動画なり音声までを使ってライン上で詐欺に引っかけようという方に対して、そういうものを送りつけて信用させてお金を取るといったような行為がされているというようなのも聞いております。

また、私ごとで言いますと、フェイスブックについては、友達というような形で申請、これを承諾して初めてつながるということになるのですけれども、それが私の場合はもちろん実名で、年齢もある程度出ていますので、友達申請来る方々は全て女性です。しかも、全て死別か離別という形で、独身を名乗ったような形で女性の方が友達になりませんかという申請が入ってくると。もちろん私、その先に進んだことがないものですから、本当かどうかはちょっと分からないのですけれども、やはりこういうところが、これは多分ロマンス詐欺と言われていたようなものに持っていこうとする男性心理を上手くついたようなテクニックなのかなというふうに思っております。

報道のほうでも、テレビやニュースでは、あえてこれに引っかかっているようなふりをして、操作画面を見せながら報道をするといったようなこともあるのですけれども、こちらのほうにつきましては、私個人でやるのにはさすがにおっかないものですから、警察等々からそのような情報をいただいて、開示できるものであれば、もちろん個人名が特定されないような状況であれば、警察も情報は持っていると思いますので、そういうものを広報紙や何かで、実際こういうような画面からお知らせが来て、案内が来て、そうすると次に進むと、こうこう、こういうような画面に誘導されて、こういうものを出すことによって、今このSNSを使っている若い方々、引っかかるのは多分20代からそれこそ50代、60代ぐらいまでの方々だと思いますので、こういう方々に向けて注意喚起の情報発信をしていけばいいかなというふうに考えております。

●室崎委員 非常に具体的な答弁いただいて、ありがとうございます。

ぜひ、そういう具体的な形で注意喚起をするということが大事だと思いますので、もちろん警察ともよく打ち合わせて進めていただきたい。

それから、まず高齢者に関してなのですが、実際の事案で、私も直接というよりは直接にごく近い間接なのですがね、聞いているのですが、要するに、同年配のお年寄りが引っかかっている、そういう状況の中で、皆誰しも多少なりとそういうものがあるのですが、自分だけは大丈夫だと思っていたわけですね。

そしたら、自分の肉心から、大分前の話ですから、手口も今とは違うのですけれども、どうしても緊急でお金がいる状況になって、振り込んでやろうと思ったわけですね。それで郵便局だったかな、行ったのですね。そうしたら、第三者というか、客観的にそんな人を見ると、これ変だぞっていうことになって、そこで止めたのですよね。それ、「何言ってるんだと、お前が言ってるそんな世間様のだまされているのとは違う」と大分頑張ったらしいのだけれども、とにかく確認してご覧ということで、相手に電話入れたら、「何の話」ということになった。それで初めて自分がだまされてたっていうことに気づいて、それで送金はしないで済んだと。そこまでは非常によかったのです。

ところが、その方は、自分の判断力やそういうものに、一辺に自信を失ったわけですね。途端にがたがたがたっと、いわゆる心身ともに衰えていったわけですね。そういう場合に、引っかかることも止めた、やあよかった、一見落着ではなくて、その後のケアというのが、お年寄りの場合には非常に必要なのだなということを思いました。

そういう点で、この消費者被害の担当と保健福祉課の間の連携というのは非常に大事だというふうに思うのですが、その観点からどのようなことを行っているか、お聞かせいただきたい。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 確かに高齢者の方々にとっては、未然に防いだからといって、やはり心身的に落ちてしまうという部分は見受けられるかなというふうに思います。

先般、これは被害ではないのですけれども、実際、送られてきたものが分からなくて、それで私どものほうに相談に来たと。こちらにつきましては、実は先に保健福祉課のほうに相談に行って、保健福祉課の方でよく話を聞いて、その話が私たちのほうに事前にちゃんと登録、連絡がありまして、そして当事者が消費者の窓口に来てと。うちのほうからいろいろ手続きを取ってあげたり、もしくは連絡もできない、自分では連絡ができないからといったようなところも、私どものほうでその会社のほうにお話をちゃんと本人に代わって差し上げたりとかということもやってきております。

ですので、これは今、保健福祉課からうちに来た例ですけれども、逆もまたしかりというような対応で、なかなか個人のプライバシーに関係する部分も結構ありますので、実際に被害に遭われたというふうになりますと、100%どこまで話できるのかというのもあるのですけれども、保健福祉課のほうもそのような形で、うちのほうから、こうい

う方々が、特に高齢者の部分ですね、被害があった場合については、即座に情報の共有を図っていて、双方の窓口で対応が取れるような仕組みというのは取っております。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 答えさせていただきます。

ただいま、消費者被害事務局のほうと、うちのほうと連携した中で情報の共有というようなこと、それから具体的な事例についても、できる限り事前に、それから事後であっても連携できるような形を取っているという状況ではあります。

また、被害に遭われた後という状況でいきますと、被害に遭った状況というのが知り得ない状況なものですから、この部分につきましては、警察のほうで本人と接触した段階で、保健福祉課のほうの担当のほうに必要があれば連絡をいただくですとか、そういったことのお話を事前に行っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 大きく言うと、消費者教育ということになると思うのですけれどもね、賢い消費者になりましょうという言葉があるのですけれども、一くくりに言ってしまうと全部それに入ってしまうのですけれども、そんな抽象的な話でもって物は進みませんので、今こういうことを申し上げているのです。

それで、教育委員会のほうにもちょっとお聞きしますけれども、結局、小さいうちから、特に今、スマホだとか、いわゆる電子機器をいろいろ使って、前にはできなかったようなことがどんどんできているわけですね。ということは、それだけ前にはなかったような変なものが入ってくるわけですよ。それをきちんと判断する能力というのは、小さいうちからつけていかなければならないというふうに思いまして、教育委員会としてもいろいろな対策を立てていらっしゃると思うので、その辺りも簡単に結構ですから説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今お話にありました、消費者教育というところに係ることなのですが、うちの町の全小中学校において、基本的な社会科ですとか、あと小学校でいうと家庭科、それから道徳など、そういうところで基本的なところを学ぶというのはもちろんなのですが、町内の全小中学校において、携帯電話に関することですとか、あとネット犯罪防止等の被害防止教室などを警察の方ですとか、あと、携帯電話会社の方を講師に招いて行う教室を実際に行っております。その中で、より具体的な事例についてお話いただいて、説明して、そこで学ぶなどの取組を行っております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員　これでやめますが、今、小中学校のお話があったのですが、いわゆる高校年代、義務教育を終わってから、今、成人は18歳でしたか。そして、成人になって、またある程度の若年層、そういうところについては、これはどこが、どういうふうに教育をしていくのか。高校に行っている子どもに関しては、町と高校との連携の問題になるでしょうし、それ以外の部分についてはどうなのか。そういうような年代が、案外、この電子化された世の中で妙な詐欺に引っかかりやすいというような層でもあるらしいのですけれどもね。その私の認識が正しいかどうかを含めて、お答えをいただきたい。

●委員長（竹田委員）　生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長）　お答えさせていただきます。

高校生、ひいては青少年の関係かと思いますが、私どもの生涯学習課、青少年育成センターのほうでは、年3回、育成センターだよりというものを出版しております。特に昨年以降につきましては、高校生向けについては、例えば闇バイトの関係ですとか、今言ったSNSを通じた被害の防止、あと、小中学生に向けては、そういったSNSを通じた被害の防止ですとか、年代ごとに題材を変えて、年3回のこの育成センターだよりというツールを通じまして、学校を通じてもやっておりますし、あとは広報と同時に全戸配布をさせていただくというところで、この町が関わる部分ではないところをカバーさせていただいているというところでございます。

それと、あと、ほかのタイミングといたしましては、社会を明るくする運動のセレモニーをやる際に、関係団体にパンフレット等を配ると同時に、会場にお越しいただいた50名程度だったと思いますが、その方たちに、こういう闇バイトですとSNSを通じた消費者被害、これを防止するというところを各団体に持ち帰っていただくというような取組を始めさせていただいたというところでございます。

●委員長（竹田委員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　私どものほうとしては、高校生というふうに捉まえないで、その年代ですね、例えば高校に属しているとしたら16から18歳になると思います。この方々、町内に住んでいる高校に行ってようが行ってなかろうが、この方々に毎年のように啓発用のパンフレットを送付させていただいております。

●委員長（竹田委員）　よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な　し）

●委員長（竹田委員）　なければ、進みます。

2目商工振興費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目食文化振興費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目観光振興費。  
10番。

- 堀委員 ここで、国定公園誘客促進といった中で、アウトドアについてお聞きをしたい  
と思います。

アウトドアガイド育成補助金というものがあるのですが、今現在、厚岸町において、アウトドアガイドというものが何名いるのか、まず教えてください。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時26分休憩

午後 1 時27分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。  
観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 大変申し訳ございません。

アウトドアガイドにつきましては、町内に今のところ 3 名、うち 2 名がコンキリエ、うち 1 名が水鳥観察館というふうになっております。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 それで、この育成補助金という名目で67万4,000円あるのですが、厚岸町内でアウトドアガイドを何名まで育てていこうというように考えているのか。また、総体で何名か。また、今年は何名に増やしたいのだというふうに思うのか。

今コンキリエと水鳥観察館というふうにあるのですが、町のほうの非常勤として何人いたらいいのか。それ以外に、あとは民間にというような形になると思うのですが、そこら辺の目標数値というのはどのようなになっているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） まず、予算の内容ですが、こちらにつきましては、味覚ターミナルコンキリエにいる職員の方に、このアウトドアガイドの資格をとっても

らうためのいろいろな受講費用だとか、そういうものの経費でございます。

ではどの程度人数がいるのかというようなところでありますけれども、現在アウトドアガイドの中でも、例えば水鳥観察館が中心にやっておりますカヌー、こちらにつきましては2人しか持っておりません。すなわち、湿原を下っていくようなアウトドアの事業を考える場合については、この2人のみで動かしていかなければならないというようなことがありますので、人数については、まだまだ私は足りないであろうと。特に、例えばそれが4人いればいいのか、5人いればいいのかというのは、ちょっと想定はしてないのですけれども、人数的にはまだ足りないというようなことを思っております。

それと、このアウトドアガイドにつきましては、事業展開として味覚ターミナルが行っている体験事業でありますけれども、本来は町全体としてやはり取り組むべきであろうというふうに思っております。ですから、他町村のこういうアウトドアの事業をやっているところというのは、ほぼ民間会社がやってくれているというふうに思っています。そこにちゃんとしたガイドがいて、そしてそれを事業として、なりわいとして生活をしているといったようなことが魅力向上にもっとつながっていくのかなというふうに思っています。

ですので、現在はコンキリエ、カヌーができるのはコンキリエの2人しかいませんけれども、可能であれば、今ぱっと思いつくのが、例えばネイパル厚岸の職員の方々がこういう資格を取得していただけると、ネイパルと、例えばコンキリエで共同して事業展開ができるだとか、あとは民間の事業者で新たにこういう資格を取得して事業を立ち上げたいだとかということもできくるのではないのかなと。その中心的な先導者というような形で、味覚ターミナルを私は考えておりますので、もっともっと地域を引っ張っていけるように、ライセンス保持者を増やしていきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 コンキリエのほうで、今現在2人で、今年2人受けるといった中で4人、1人、1人で67万4,000円かかるのですか。失礼しました。プラス1なのですね。分かりました。

今るる、いろいろと思いたいというものも聞いたのですけれども、町側は環境教育といった中でアウトドアガイド、今現在、水鳥観察館のほうに1名がいるというようなことで聞いているのですけれども、町側のほうとして、アウトドアガイドというような資格を持った職員なり非常勤の方なりというものを、今後どう増やしていくとかというようなことはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後1時32分休憩

午後1時35分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。  
指導室長。

- 教委指導室長（藏光室長） 学校教育としましては、環境教育の充実ということで、この厚岸町の自然環境をフルに生かした教育の充実というところを目指してはいるのですが、こちらのお話に出ているようなガイドの方を増やしていくというようなところでの話は、今のところは出ていない状況であります。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 学校教育というよりも社会教育として、国定公園ですから、その学校だけではなくて、幅広い年代での社会教育として捉まえていった中では、今現在1人だといった中で、これが足りるのかどうなのかという、今後の社会教育として考えていったときにどうなのかといった中では、ぜひ教育委員会としても検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 社会教育分野ということでございますが、社会教育の中では、広いフィールド、自然を生かした活動というのがございます。今おっしゃられたガイドの必要性については、考えていかなければならないと思います。

現在は、例えばカヌーにつきましてはスポーツ係が対応して、スポーツ推進員の方が、いわゆるスポーツインストラクターの有資格者の方がいらっしゃいますので、そういうところを活用したり、例えば村山の子ども交流で、昨年来た際には、コンキリエのほうのご協力をいただくですとか、スポーツ推進員で対応しているということでございます。

その専門的な今言ったアウトドアガイドに当たるようなものの必要性については、今後も視野に入れて考えていきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 ぜひお願いいたします。

その上でなのですけれども、例えば、今、話の中では、湿原、カヌーが主なのですけれども、国定公園区域というのは当然広いわけでありまして、海岸域も当然含んでいるわけですね。といった中では、今後の中では、今現在、例えば遊漁船を持っている資格を持っている方とか、そういうような方々にもぜひ積極的な声をかけていった中で、このガイドの育成というものを1人でも多く増やせるようなことというものを考えていてほしいなというふうに思います。

また、ガイドとしての資格を取れば、もうそれでいいのだというのではなくて、やはりある程度情報の共有というのは、官庁側のほうもそうですし、また一般のほうも、例

えば変わりゆく自然の環境の中で、片一方では最新の情報でガイドをするけれども、いつまでも古い情報でというふうにもならないといった中では、まだまだ少ないから、まだその必要性はないかもしれませんけれども、やはり何かしら協議会なりといったものもつくっていった中で、最新の情報の共有といったものをつくった中で、ガイドもそうですし、社会教育としての充実というものも、ぜひ図っていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私も、委員おっしゃるとおりだと思っております。やはり今現在は少ない人数、特にアウトドアの事業として展開しているのは、味覚ターミナルコンキリエだけありますので、私どものほうで様々な情報提供するだけである一定、最新の情報に皆さんなっているというようなところでありますけれども、これがやはり町の中なりの人が増えてくると、私どももいろいろな事業展開を考える中で、これからはお金を取った形での事業もできていけると。そうなってくると、ライセンスを取ったからだけではなく、しっかりとしたスキルの維持なり、スキルのアップというものを図っていかねばならない。そのためには、そういう連絡協議会になるものの設置も絶対必要だなと思っておりますので、こちらにつきましては、今後の推移を見ながら検討していきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5目観光施設費。

10番。

●堀委員 原生花園あやめヶ原整備事業でお聞きをします。

あやめヶ原のあやめまつりなのですけれども、熊の出没状況というものがあつた中で、祭りの開催が取りやめになったというような状況というものがありません。

今般、整備事業というものがされて、改修補修工事がされるのですけれども、熊の状況の中で安全に原生花園が見れるような状況というものが、今後しっかりと確保できるのかどうなのか。ここら辺についての熊対策というのは、どのように考えているのか、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず、今年度行うあやめヶ原の整備事業ですけれども、あやめヶ原園内の外周の牧柵というか、柵の整備を行っております。令和6年度につきま

しては、園内に入りまして、左側の突端側という形で、外周がこれで全て完成するといったようなことになります。引き続き、この事業につきましては、令和7年度、8年度という形で、今度は園内のほうの柵なり、展望台等の整備を行っていくといったようなものであります。

まず一つ、熊の対策についてでありますけれども、現在の牧柵は、柱は木で、それこそ何かがぶつかってくると折れ曲がってしまうような、そういうような朽ち果てたものでありますけれども、それらが全て擬木という形で、外から見ると木のようにすけれども、中はしっかりとした鉄骨になっていて、そう簡単には折れないような仕組みのものに全て変えております。かつ、外周を回るバラ線等につきましても、全て張替えを行うということで、ある一定の強度の確保は図られたかなというふうには思っておりますけれども、実際これが、本当に熊がすごい勢いで突っ込んでこられたときには、果たしてどうなのだというものは、そこまでの対策というようなことには多分ならないのかなというふうには思っております。

ただし、現在あそこで、時期になりますと馬を放しております。そちらの馬を取り扱っている方からも、「かえってバラ線ではなくして、違うような柵の仕組みをつくったほうがいいのではないのか」というような、そういうアドバイスもいただいております。「それになると、ある一定の熊よけの効果も出てくるよ」と。「金額もそんなのではないので」というようなお話ですけれども、その辺を加味しながら、まずは去年多く見られた子熊、子熊は多分興味本位で、道道周辺でいろいろ遊んでいたのかなというのがあるのですけれども、今年の動向はまずしっかりと見ていきたいと。

それと、昨年以上に注意喚起の情報を流していき、可能な限り、あやめヶ原につきましては、あやめが咲く前、咲いた後からも人が結構来る施設でありますので、駐車場、園内に向かったの音ですね、こちらのほうも、今もずっとラジオの情報を外に向けて流してはおりますけれども、それらの音も今以上に、迷惑にならない程度にボリュームを上げるような形で対応を取っていただければいいかなというふうに思っています。

ですから、抜本的な解決策には、ちょっと至ってはいないですが、今までよりは強度は上がってきているというようなところであります。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 その上の040、子野日公園整備事業になるかと思うのですけれども、普賢象ハウスの撤去工事費用ということで、お聞き届けいただきましてありがとうございます。ぜひ、厚岸の見どころの一つとして生かしていただけるものだと思いますので、大変嬉しく思っております。この工事は、スケジュール的には、いつ頃を予定されているのかだけ教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 子野日公園の改修工事の関係であります。

内容的には、U字側溝の改修と普賢象ハウスの撤去というようなことになると思いま

すけれども、実際、先週ですか、観光協会の理事会が開催されまして、桜まつりにつきましては、ゴールデンウィーク明けの5月、たしか11、12日ぐらいから9日間を開催予定としております。その前のゴールデンウィークからは、昨年も好評を得ました夜桜のライトアップといったようなものも連休期間中ずっとやっていこうかなというふうに考えています。

そういうことで考えますと、春先の段階で子野日公園の普賢象のハウスを撤去するのはかなり難しいだろうというふうに思っておりますので、園内のU字溝の改修も引くため、秋の牡蠣まつり、こちら11月に行う予定ですがけれども、それまでの段階で、ある一定の花の時期が終わった段階での整備になろうかなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 ありがとうございます。

余談といいますか、今お話になった桜のライトアップも非常に楽しみにしておりますのでよろしくお願いします。併せて、ということは、普賢象のハウスを撤去されて、満開の状態を見られるのは来年ということになるかと思うのですけれども、PRといいますか、ぜひ、厚岸の見どころの一つとしてPRをいただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 令和5年度の事業において、普賢象に至るまでの散策路、階段、こちらのほうも全て整備をし直しましたので、よりそこまで行きやすいような環境も整えてきているかなと思います。ぜひとも、ハウスの外周が外れて、全貌が見れるような状況になりましたら、しっかりとPRをしていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目諸費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、6款商工費を終わります。

226ページに進みます。7款土木費に入ります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目土木車両管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目土木用地費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目地籍調査費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目道路新設改良費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 236ページまで進みます。  
3 目除雪対策費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。  
8 番。

- 石澤委員 今回、緊急で浚渫推進事業というのが国のほうで出されたのですが、前に、尾幌川のほうで結構あふれたとか何とかとあったのですが、ああいう形の河川の掃除とか、そういうものは、今は考えているのでしょうか、いないのでしょうか。その辺どうなっていますか。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） お答えいたします。

来年度においての事業予算ですけれども、その中には大がかりな浚渫といったような

事業内容は盛り込まれておりません。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 結構あそこは、土砂も崩れてきたりして、何回か掃除しましたよね。それで今の状態というのは、まだそういう状況にはなっていないのでしょうか。もしあったらやるということなのかな。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 状況に応じて都度対応にはなるかと思うのですが、その辺は、常に状況を監視しながらそれに見合った対応をしていくということになるかと思っています。

●委員長（竹田委員） 1 目河川総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目下水道費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

10 番。

●堀委員 公園管理でお聞きします。

昨年の 3 月定例で、私、一般質問で公園管理の適正というものについて質問をさせていただきました。新年度において、何かしら公園の管理というものを考えて改良する点などがあるのか。また、鹿の獣ふん対策といったものの中では、どのような対策というものを取られるのかをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

以前に、公園に関してご質問があったのですが、その際には、公園の適正化計

画を策定しているといった中で、それに基づいて事業を進めていきたいというお話をさせていただいたに記憶しているのですけれども、まずもって、この計画自体、令和6年度から10年間を計画期間した計画ということで、実はまだちょっと完成はしておりません。

その中において、1番としては、遊具ですとか各設備、フェンスも含め、あとトイレですとか、そういった部分の老朽度ですとか更新時期とか、そういった部分を明確に計画立てして進めていくといったような計画にしております。

その中で、鹿対策についてですが、これまでもいろいろ対策は講じてきてはいたのですけれども、なかなか目に見えて効果が実は現れていないといったようなところでは、今これを進めるというのを言えないのがちょっと苦しいところなのですけれども、明確な対策といった部分でいうと、お示しできないような状況に今なっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 私、昨年の中には、例えば各公園に管理人を置いて、清掃なりを密にするようなことぐらいからでもやっていくべきではないのかなということも提言として入れさせていただいたのですけれども、そこら辺が何も検討されていないといった中では、大変残念には思うのですけれども、ただ、そうすると、今年も公園で遊ぶ人がいないのかなと。靴の底は鹿のふんでべったりになってしまうのを覚悟の上で、あの公園に子ども含めて足を踏み入れなければならないのかなということを考えていかなければならないのかなというふうに思います。

やはり何かしらですね、施設整備とかではないので、何かしら考えれるというふうに思うのですよね、管理人を置くとかというものは。そこは少し検討していただきたいなというふうに思います。

あとですね、公園の再編整備計画でしたか、というもので考えていると言ったのですけれども、今現在、一般質問でもやったのですけれども、人口が減っていった中で公園の適正な在り方自体というものは、その計画の中では考えられていると。今後10年間で、例えば公園を合併させるとか、二つのものを一つにするとか、もう少し規模の大きいものを一つ造って、周りのものを閉鎖していくとか、そういうようなものというところまでの考えた計画なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まず、公園の管理に関するご質問ですけれども、一般質問のあった後に町内の清掃管理できるような事業所に問い合わせはしたのですけれども、何分、人手が足りなくて、そこまでの対応ができないといったような回答をいただいております、それを受けまして、我々としては鹿のふんに関しては、これまで以上に回数を増やして、職員の中で当面は対応していきたいというような、我々の中ではちょっと考えていたところでございます。

それと、公園の統廃合というのですか再編、そういった部分につきましては、今つく

っている計画の中においては、明確なものはちょっと示すふうにはしていません。ただ、検討事項としては載せていきたいなということがあるのと、一般質問のときにも申し上げたかどうかちょっと忘れたのですけれども、やはり都市公園を統合するとかやめるということになりますと、都市計画公園ということで、都市計画の認定を受けているものですから、こちらの考えだけでは簡単にはできないという部分もありまして、北海道なりとの協議も必要になってきますので、そういった部分は当然事務的な作業として必要であればやっていかなければならない。

あとは、町の考え方をきちんと今後まとめていくということが一番大事なかなというふうには思っていますので、今しばらくお時間をいただきながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 再編整備については、分かりました。

恐らく、今現在の計画をつくった段階では、再編整備自体まだ考えていなかったから、私の今年の12月の質問のときにはほとんど出来上がっていて、それを变えるわけにもなかなかいかなかった中で、出来上がってしまったのだなというふうに思います。もう少し早くに私も質問をすればよかったのかなと反省するところではあるのですけれども。

あと、公園管理、わざわざ業者に委託なりで清掃することで考えずに、例えば非常勤の職員とかといった中で、町の臨時職員なりといった、任命になるのかな、そこら辺は詳しくばっと出てこないのですけれども、例えばその周辺に住んでいる人に任命して、当然賃金なりというのは発生するのですけれども、そのくらいのことでもやれるのではないのかな。むしろ職員が今まで以上に頻繁に見回って、火ばさみでひよいひよいひよいひよい拾うということのほうが、職員に払っている給与に対しての時間的なコストというものに割が合わないのではないのかなというふうに心配するのですけれども、そこら辺は、少し何か考えてほしいなというふうに思います。

公園の遊戯具とかが正しく遊べるようになるのをきちんとやっていくのは大事ですけれども、まず、そこに入る段階で今は支障があるわけなのですから、何かしら早急な対応をいうものを、まずは職員方でやるでもいいのでしょうかけれども、ただ、やはり時期になってくると、どんなにやっても追いつかないというふうにもなると思うのですよ。これだけの箇所がある中で、1公園に1人張りつけるわけにもいかないですから、そういった中では、いろいろと検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 公園管理につきましては、まずはやれることから職員の中で今行っていくということに尽きるとは思うのですが、委員から前向きなご提言をいただきましたので、これからはそういった選択肢の一つとして、我々もちょっと自分たちで

管理していく中で、そういった外部委託とはいいいませんが、職員の採用になるかどうか分かりませんが、そういったことができるかどうかの検討も含めて、管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目公園管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6 項住宅費、1 目建築総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目住宅管理費。

8 番。

●石澤委員 今回の能登の地震のことがあったものですから、ちょっと耐震が気になったのですけれども、前に、町営住宅についてのアンケートを取って、いろいろ方針を決めると言っていましたけれども、それはどういうふうになっていったのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、住生活基本計画という計画がありまして、それを令和5年度で見直しをかけていくといった中で、その計画の下部に当たるのですけれども、町営住宅の長寿命化計画といった計画の中で、公営住宅に入居されている方からのアンケートというものを取らせていただいております。

そのアンケート結果をある程度反映した中で、全てを反映するというのはなかなか難しいのですけれども、そういった計画に見合ったアンケートを計画に反映できるようなアンケートを一応採用させていただいた上で、計画に反映させていくというような内容になっていまして、耐震に特化したものではないのですけれども、公営住宅全般のそういうアンケートを取らせていただいたといったような内容になっています。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 これから、いろいろアンケートとかやりながら物事を決めていくということだと思うのですが、梅香公住の平屋なののですけれども、あれはどういうふうに対応していくのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 梅香公住平屋の1棟4戸建てになりますけれども、あの住宅に関しましては、かなり年数が経過しているといった中では、長期的なスパンで見ますと、いずれは用途廃止をしていかなければならないというふうには我々で考えています。そういった意味では、今の入居者の方に関しましては、これからの話にはなるのですけれども、行く行くは空いている公営住宅に移っていただくとか、そういったようなお話を今後していこうかなということで考えています。いずれは、あちらの住宅は用途廃止をしたいというふうに考えています。

●委員長（竹田委員） いいですか。  
7番。

●南谷委員 7款、6項、2目住宅管理費、249ページです。

ここで、3カ所、090、白浜団地2,083万4,000円、それから100、奔渡団地4,430万8,000円、さらに、112、梅香団地2,361万7,000円、それぞれ大きな改修工事をされるわけですが、提案理由を見させていただいたのですけれども、もう少し詳しく、それぞれの事業について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、白浜団地の整備事業になりますが2,083万4,000円、こちらにつきましては、H3B-3棟という平屋の棟があるのですけれども、そちらの外壁、それから屋根を回収するという内容と給水管の取替えを行う事業になっています。外壁につきましては、これまでもやってきていますけれども、角波の鉄板を上から張るといったような工法で考えてございます。屋根につきましては、ふき替えといったような内容になっています。

それから、奔渡団地の整備事業ですが、こちらはH3-C棟といって、奔渡団地では一番新しい団地、平成3年建ての4階建ての団地になるのですけれども、こちらは、既存の給水管と排水管、その縦に流れている本管と、各住戸に枝分かれしている枝管の取替えといったような内容になります。ちなみに、今年度はH1-C棟の枝管をやっております。

次に、梅香団地の整備事業ですが、こちらは4階建ての棟が2棟あるのですけれども、そのうちの54-B棟といって、最初のほうに建てた団地になるのですけれども、こちらの屋根が老朽化しているということで、屋根の鉄板のふき替えを行うといったような事業内容になっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 肅々、毎年町営住宅についてしっかり直していただきたいと思います

す。

ここでちょっと広がるのですけれども、奔渡団地なのですから、道路から1段高くなっていますよね。階段になっているのですよ、入り口まで、各棟。非常に高齢化してきてですね、杖ついてやっとな歩くような人が多くなってきました。特に1階、2階のほうは高齢者の方が住んでいる方が多い。町内全体でも町営住宅の募集というのは、高齢1人世帯の方がこれから住んでいる家も古くなって、町営住宅にという希望者が増えてきております。

そういうときにあって、全部は無理でしょうけれども、道路からの据付けというのですか、階段だけではなくて、車椅子とか杖でもゆっくり上がれるような道路も検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。全棟でなくてもいいですから、徐々に改修していくとか、道路から大した距離がないのですけれども、階段が急なものですから、障がいのある方たちが歩くのが不便な方にとっては大変だという声があります。我々は何とも思いません。だけれども、やっぱり当事者になると、日々の出入りに非常に難儀しているという声があります。どこかでも改修していく必要があるのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お尋ねの奔渡団地の玄関入り口なのですから、ご質問者おっしゃるとおり、4段から3段ぐらいの階段があります。あれは、後から施工したもので、実は地盤沈下で、もともとはワンステップで登れるものであったのです。ただ、あれだけ地盤が下がったという事実があります。

そういった中で、そういった地盤でどういったことができるかという検討もしなければいけません。ただ、入居者にとっては、相当な負担になっているのかなというのは、私も実際見て思っているところがありますので、なかなかそういうワンポイントの改修だと、国の交付金事業の対象になかなかないといった部分もあるので、どういったことからできるかというのは、現地確認しながら対応していきたいというふうには考えておりますので、ちょっと時間かかるかもしれませんが、検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で7款土木費を終わります。

250ページ、8款消防費に入ります。

8款1項消防費、1目常備消防費。

11番。

●杉田委員 今、ここに予算が上がっているわけでもなくて、節にもないのですけれども、消防団の訓練場についてちょっとお伺いしたいというふうに思っています。というのは、今お借りしている訓練場が町有地でもあって、その関係でちょっとお伺いしたいと思うのですが、よろしいですか。

●委員長（竹田委員） はい。

●杉田委員 すいません。今申し上げたとおり、町有地、第1分団であれば、奔渡の避難所の裏手の車が乗り入れできる、あそこを使わせていただいています。第2分団であれば、旧真龍中学校のグラウンド、第3分団は旧上尾幌小中学校のグラウンド、第4分団は農協の土地になるかと思いますが、そこをお借りしているような状況かと思います。

まず、常設の訓練場にできないかということでございます。いずれも、各4カ所それぞれ難点といいますか、要望があったりしつつ、できれば常設の整備をしていただいて、その難点等それぞれあるものですから、今ここで細かいことは申し上げないのですけれども、そこをクリアするためにも、何とか常設のものが用意できないかという話、要望を各団員からもいただいています。

本来であれば、消防署との話になるかと思うのですけれども、今お話したとおり、町有地をお借りしている関係はあるものですから、ちょっとその辺をお伺いできればなと思っています。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 消防団の訓練場の件でございますが、委員おっしゃいますとおり、第1分団であれば、町の湖南地区の防災広場の下の部分を活用していただいているですとか、旧学校のグラウンドという部分で町有地を活用していただいているという部分はございますが、消防団の常設の訓練場ということになりますと、消防組合のほうで予算を組んでいただいて整備するという形になろうかなと思いますので、そういった部分で、消防のほうから常設に当たっての活用可能な土地がないかですとか、そういった部分の相談が今現時点であるわけではないのですけれども、そういったお話がありましたら、その都度、土地を所管する関係課とも協議だとかしながら相談できるものは相談に対応していきたいなというふうには考えております。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 消防のほうとの調整、相談もあろうかと思うしますので、その節にはよろしくお伺いしたいと思います。訓練場に関しては、そのようにお願いします。終わります。

●委員長（竹田委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、2目災害対策費、258ページまでです。

11番。

ページ数と番号をお願いします。

●杉田委員 257ページの070の消耗品費になろうかと思うのですが、各避難所に、避難所といいますか備蓄倉庫というのですか、非常食とか保管されているところがあるかと思います。その非常食に関して伺いたいのですが、消費期限切れ間近の、もしくは切れてしまったものは、どのように処理というか処分しているのか、まず伺いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 備蓄しております非常食飲食料につきましては、大体食料ですと5年の保存期限のものを購入しております、これを消費期限を見ながら計画的に更新と追加というものを進めている状況でございます。

その上で、この消費期限が切れそうなものにつきましては、これまで行ってきたところでは、町の津波避難訓練に参加していただいた皆さんにお配りして、それぞれのご家庭で用意する非常食の参考としていただくというような形でお配りしたり、コロナ禍で非常津波避難訓練を行えなかったときには、町の役場のホールに「ご自由をお持ちください」ということでお配りして、同様に各自の備えの参考としていただくために、一度食べてみてもらうというような意味合いからお配りしているような状況でございます。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 ありがとうございます。

例えば自治会ですとか各団体、消防団とかで消費期限間際のものを使わせていただいて、今、室長おっしゃられたような、焚き出しの訓練といったものもやってみたいということが要望としてありましたものですから、もし消費期限切れ間近のものがあれば、広報紙なりホームページなりで、要望される方がいらっしゃれば、希望を申請してくださいというような案内といいますかPRもお願いできればなと思いました。消防団ですとか自治会だとか、それぞれの団体で、それを活用したいという方がいらっしゃれば、ぜひ活用いただきたいなと思いますので、要するに、PRをよろしくお願いできればなというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 避難訓練の参加者にお配りしている部分で、その年度によって期限が切れるものという数に変動があるのですが、大体さばけているような状況にあります。ただ、自治会がそういった研修ですとか訓練を行うに当たって、自

治会員の皆さんの防災に関する啓発につながるのであれば、それは可能な範囲でそちらに数量を回すですとかということは、相談に応じたいと思っております。

ただ、そういった中で、広報紙で定期的に周知という部分では、なかなか難しいのかなという部分もありますので、自治会の皆さんに、春先に自主防災組織に助成制度のご案内を差し上げたりとかということもしていますので、その中に一文としてこういった賞費期限が近い非常食の活用という部分も若干ご案内させていただくことは可能かなというふうには考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3目消防施設費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、8款消防費を終わります。

9款教育費に入ります。260ページです。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目事務局費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

7番。

●南谷委員 9款、1項、3目教育振興費、263ページ、115でお尋ねをさせていただきます。高等学校生徒募集支援事業236万7,000円でございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

提案理由として、地域みらい留学事業を活用して、町内外から生徒を募集するための経費計上と提案理由でございます。この事業の内容を説明してください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

この事業の内容でございますけれども、厚岸翔洋高校でございますが、ご承知かと思

いますが、少子化などにより生徒の減少というのが見られます。それで、地域みらい留学でございますけれども、これについては、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームという団体が主催する事業で、主催者と地方の自治体と高校が連携しまして、首都圏に住む中学生をターゲットに、地方の高等学校への進学を促すと。これは特別な3年間になろうかと思えますけれども、そういったことで進学を促すと。さらには、入学されたお子さんがその地に行って、その地に興味を持っていただいて、その地域に就職をしていただくことも一つの狙いとしてございます。

この内容でございますけれども、年度が始まって早々に首都圏、そして関西圏に住む中学生への本事業、募集とかチラシを約50万枚配布するということ。あともう一つ、インターネット上でこの事業に参加している学校の紹介をすると。あとは、6月から8月にかけて、首都圏、そして関西圏での対面式の説明会の実施。これはイベント形式になりまして、各関西圏、関東圏で1回ずつということになります。このほか、リモートでのオンラインの学校説明会として5回を予定してございます。首都圏、関西圏での対面説明会やリモートでのオンライン学校説明会は、厚岸の人は厚岸翔洋高校の先生1名と、あと生徒2名、そして自治体職員1名ということで、学校の紹介、そして日常生活、あと町の紹介というものを想定してございます。

この予算に関わっての旅費の部分になりますが、これについては、厚岸翔洋高校の先生と生徒の対面式の学校説明会に行く旅費、あとは普通旅費としては自治体の職員1名分ということであります。

あと、この委託料についてですけれども、これについては、先ほど言いました、対面説明会ですとか、ビラの印刷材ですとか、あとリモートでの5回分の設定に関する費用ということで、これは委託料というふうになります。賃借料の8,000円というのは、釧路空港のほうに車を止めてというふうになりますので、そして移動というふうになりますので、その駐車場代ということで、合計で236万7,000円という経費を計上させていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 大変簡潔な答弁ありがとうございます。よく分かりました。

令和6年度は、積極的に東京や関西の方に出向いて、1人でも多く、翔洋高校に来ていただけるように、入学していただけるように、行動を起こされた。そのことについては、本当に私も嬉しく思います。入学志望者確保のために、高校のほうとしっかり連携をして、道内外からぜひ、厚岸町の翔洋高校に来ていただけるように頑張っていただきたいと思います。

また、受入れ体制でございます。今縷々説明がありました。こういうことで取り組むよ。やはり来ていただくからには、教育委員会はもちろんでございますが、高校だけではないと思うのです。町全体として、私は受け入れしていかなければつながないと思うのですよ。1人でもまず来られた、町全体として、高校全体として、取り組んでいかなければ、当然こういうご時世でございますから評判が広まってしまふ、いろいろなことがあるでしょうけれども、苦勞もされるでしょうけれども、町役場として、

教育委員会として、この受入れにみんなで助け合って取り組まなければ私はならない事業ではないかと思いますが、その点、今これから向かう事業でございますけれども、もし1人でもそういう入学される希望者がいれば、受入れ体制についてももしっかり取り組むように検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

1人でも多くということで、しっかりと取り組んでといったような状況であります。この事業、今年から始まったわけでもありません。前からこういう事業がありまして、ほかの自治体の例を見ると、やっぱりその地が好きになってとか、興味が湧いてそこに定住するといった方も、中にはそういう方もいるようです。ほかの町では。やっぱりそれについては、教育委員会だとか行政だけではなく、やっぱり経済産業団体とは連携していかなければならないのかなと思っております。町の雇用にもつながると思いますので、これらについては、経済産業団体と連携して取り組んでいければなと思っております。

1人でも多くということですが、翔洋高校の寮でございますけれども、定員がございます。18名とお聞きしているのですけれども、この取組以外でも、遠方から来られている生徒もおりますので、なかなか一気に1年で18人とかというわけにもいかないと思います。それについては、単純に18人を3で割れば、6人ということではありますけれども、寮があふれるから6人でいいのだというわけでもないと思うのですよね。それであれば、例えば昔ですと、大分前ですけれども、下宿というものも厚岸町内にあったかと思えます。あとは、民宿ですとか、宿泊施設を利用した通学というのでも考えられますので、その辺については、どんどん増えてきましたら、そういった対策というのもしっかり考えていきたいなと思っておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

8番。

●石澤委員 就学指導のところでお聞きしたいのですが、不登校の子どもたちに対する対策の拡充というのは今始まっているようなのですが、厚岸の場合はどういうふうに、前にフリースクールという話もありましたけれども、どういう形で学びの多様化学校という予算が出ていますが、どういうふうに対応するようになっていきますか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 学びの多様化学校というところで言いますと、12月の議会のほうでもお話させていただいたのですけれども、この前、話を進めるというところでお話ししたのですが、現在、3学期に入る1月から厚岸中学校のほうに、校内教育支援ルームということで、それまで空いていた教室を活用しまして、学校には来られるのだけ

ども、教室に足が向かない生徒を対象にして、居場所をそこに設定しております。そこで担当のほうで、空き時間のある先生ですとか、あと管理職が対応するのですけれども、よく話をしていきながら、この時間は教室に行っているね、この時間はここで自分で学習しようかというようなところも話をしながら進めているような状況です。それを1月から始めております。

それが一つと、あともう一つ、学校になかなか最初から足が向かない生徒ということで、町内の中学生を対象にして、町内教育支援センターということで、厚岸の情報館の1室をちょっとお借りしまして、そこでそういう子たちを受け入れて、オンラインを使った学習を行うというところの学習を始めております。ただ、現在のところ、3月から使用が始まったのですが、まだそこを使っているということはないのですが、これから今年の7月までそこを試用期間ということで実際に行き、どういう活用状況だったのかというところをしっかりとそこで踏まえながら、その先どうしていくかという施策のほうにつなげていこうかということで、取組を始めているところであります。

それから、厚岸中学校で今開設している校内支援教育ルームについては、まだお金が計上されているわけではないので、今休校になっている学校から、今は使われていないものとかをその教室に持ってきて、パーテーションをこうやって設置するですとか、今あるものを使いながら取組を始めているというような状況であります。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 今、厚岸中学校のことは、分かりました。情報館では、オンラインという形で言っていましたよね、今ね。そのときに、職員というか、そこには見回る人というのかな、そういう人は情報館のところにはつけないのですか。ひたすら子どもたちだけということになるのかな、その辺どうですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 現在のところ、まず、厚岸情報館の受付まで来ました。そのときには、きちんと職員に挨拶をして、自分でここを使いますと名簿に書きます。そして入室時間を記入して、そのルームに入っていきます。そこでは、1人1台端末が今、生徒に当たっていると思いますので、それを使いながら、情報館にあるWi-Fiを使いながら、インターネットとつながって、オンライン学習として、厚中の生徒でしたら厚中のほうとつながって、オンライン学習を行うという、1人で行う学習が今のところ基本として考えているところであります。帰るときには、また厚岸情報館の職員に声をかけてから名簿に書いて、そこから帰るというような流れで考えておまして、今のところは、そのルームの中で誰かがついて学習を行うというところはありません。

以上です。

●委員長（竹田委員） 8 番。

- 石澤委員 ごめんなさいね。今聞いていたと思ったのですが、学校に行くことができなかった子にとっては、学校に真っすぐつながるというのがとってもつらいという子どもたちもいると思うのですよ。今、情報館でこういう形で、場所を設けてやるというのを聞いたときに、いろいろな意味でつながっていくのかなと思ったのですが、オンラインでつながっていかない、つながらなくてもいいような、そこにいる子たちにとって、今の自分を肯定できるような、そういうような支援の仕方というのは考えられないのかしら。それがないとやっぱり、今のそういう状態に対して物すごい負担を持っている子たちにとっては、一歩も二歩も進めないと思うのですよ。だから、そうしなくてもいいような何か手だてがあればと思うのです。

今回は、これからつくのかな、スクールカウンセラーが全校公立小中学校への配置というの出ているのですが、そういうのも含めて対応を考えられないものでしょうか。どうなのでしょう。

- 委員長（竹田委員） 指導室長。

- 教委指導室長（藏光室長） 今おっしゃることは本当によく分かりました。

それで、今ですね、そのような取組を始めていって、その状況を見ながら、今後やはりそこに支援員的なものがあつたほうが良いというような判断であれば、そちらのほうに進むということももちろん考えていく必要があると思うのですけれども、まずは今、予算が計上されているとかということもないので、まずは今やれることをやり始めるところから開始して、その状況を見ながら判断していこうかなというふうに考えております。その状況を見ながら、それが必要ということであれば、また検討していきたいなというふうに考えております。

- 委員長（竹田委員） 8 番。

- 石澤委員 そのときに、今、不登校になっている子どもたち、会うのも大変なのかもしれないのですけれども、子どもたちや、それから親御さんと、そういう人たちの声をうまく引き出すこともとっても大変かなと思うのですが、それも含めて考えながらやっていかないと、その子たちの居場所をつくるというのはとっても大変だと思います。でも、そこを厚岸町でできるのだということになったときに、その子たちの自信が結局は前に進むことになるので、ぜひその辺はやってほしいと思います。お願いします。

- 委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（滝川教育長） 今、委員ご指摘なのは、不登校に対する子どもたちの居場所づくりということだと思います。

今回の教育行政執行方針の中で、ここを重点としますということを2点出しました。一つは、地域で子どもを育てるということ、もう一つが、学びの環境づくりということ

で、この2点を重点課題として取り組んでいきますということでお示ししました。この学びの環境づくりが、いわゆる今、指導室長からあった不登校対応の環境づくりです。

今までは、不登校になったときにどうするかというと、学校に来るか、家にいるかしかもなかったのです。子どもたちは、学校に行く、または家にいる。その選択を少しでも広げていまいしょうということで、学校に来れるけれども教室に入れない子は、今のところは厚岸中学校からスタートしましょう。それから、家にいて、もう学校には向かないという子をどうするかというときであれば、情報館の1室を借りて、学校ではないのだけれども、そこで学んでいく。ただ、その学びも、いわゆる学校に向けてではなくて、学校の学習をしていくということで、厚岸中学校に行く子どもは、学校に向かわせるのです。ですから、自分が勉強を終わった後は、教室に行こうねというような指示になる。情報館にいる子は、学校に向かわせる指導はしません。学校でやっていることは合わせていきます。

これから学ぶ子どもたちは、どうしても学校に行かなければならないという学びの形ではないのです。これからは、学校という方法もあるし、それからまた高校でいけば通信という方法もあるし、今のオンラインという方法、それから家でしかいけないという子については、家と学校を結ぶということで、そこにまず一步を踏み出そうということが、今までのこの二つ、家か学校かから、もう一つ方法があるよという形を含めました。

今、委員おっしゃったのが、実はこれ文科省から出ている、いわゆる学びの多様化学校といって、先ほどのうちでやろうとしているのは、オンラインで教室とつなぐのですけれども、そうではなくて、全く別の学校をつくるということです。それは、ここは算数と決められた、定められた時数をやる学校ではなくて、その子に応じたような学校をつくりましょうという、また新しい学校なのですよね。それから、今よくあるのはフリースクールみたいなところもありますよね。そこもオンラインで任せっ放しではなくて、きちんと指導したり、いろいろな体験をさせたりという、そういうところが今うちには環境がないもので、民間にもそういうものがないのですので、ですので、今ある環境で、今やれる一番うちでできることということで、一步踏み出したということです。

でも、これがいろいろな多様化に対応している、全てに対応するかというと、まだまだ対応はしないのですけれども、まずここから始めていまいしょうということで、7月までまずやってみて、その成果と課題を明らかにしながら、次に進んでいくという今スケジュールで行っているということで、ご理解ください。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2番。

●室崎委員 私も何点かお聞きしたいのですが、今、不登校の議論が出ていたので、まずそれからお聞きしたいのですが、議事録をちょっと当たってみました。何回か不登校に関しては議論がありましたのでね。そうしましたら、平成27年には、厚岸町内の不登校児童というのですか、1名となっているのです。現在はずいぶん増えているわけですね。これ何年頃からどういうふうに数が変わってきたのか。これをまず、何年に何名という程度でいいですから教えてください。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 私のほうで調べているところによりますと、令和2年でいきますと5名になっています。令和3年が8名、令和4年が16名、令和5年が18名ということです。この不登校の人数というのが、定義で言いますと、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものということになってまして、病名がついてお休みしている子については、この人数に入っていないのですね。単純に30日ということになると、これよりももっと多くなりまして、12月の答弁でお話させていただいたのは、30日を超えたところ、もうちょっと多い人数でお話ししたかと思いますが、不登校という定義の人数でいうと、今言った人数になります。ということで、コロナ前からコロナ後というところかというと、かなりこうして増えてきているような状況にあります。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 何で急にこういうふうが増え出したのかというあたりは、どういうふうにかまえていますか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） やはり私が一番の要因と捉えているのは、人と人が直接会って、コミュニケーションを取る機会がやはり大幅に減ってしまったというところが、まず一番大きいのではないかと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 今、石澤委員のほうからも、不登校対策について、縷々お話がありまして、教育長からも非常に熱意を感じる答弁がありましたが、そこで、一つ危惧するのは、実は私も、割と近くに不登校の子どもがいて、そのときに、その担任の先生が、そのときは町内でも1人、2人というような時代だったとは思いますが、毎日行くのですね、先生のほうが自宅に。そして、今日はこういうことがあったのだよということ子どもに。要するに、つながりを切らないのですね。

そうしているうちに、子どもが学校に行ってみようかなという気持ちが出てきたようです。小一年かかったようですが。一番最初に見かけたのは、運動会の際に、校長先生だとか、PTAの偉い人だとかが座るテントの席がありますね。そのところでお茶を出す役をやっていました。それからしばらくして、今度は先生のいる教員室に来るようになって、そして最終的に教室に出てくるようになって、結構いい成績で卒業して高校に行くと。何の資格だか忘れたけれども、資格を取ったのでしょね、資格のある

仕事に就いたというような話も聞いておりました。ですから、ここに来て、さあ勉強しなさいというような印象を子どもに与えてしまうと、なかなか難しいのではないかと思います。

それで、ちょっと気になったのは、情報館のコンピューター室だと思うのですが、そこを使ってやる時も、頭からオンライン授業なのだよということになってしまうと、なかなか本人が出ていけないのではないかと。居場所という言葉が教育長はお使いになっていましたが、まさにそうなので、自宅にいて学校に行かないことに対して、非常にストレスというよりは罪悪感を感じていると思うのです、本人はね。だけれども、自分の家にも落ち着かない、もちろん学校には行けない。そういう子どもたちがそこにいれば、何というのかな、ほっとするというような場をつくってやるところから始まるのではないかと。

その意味で、単にそこに機械があるだけではなくて、やはり勉強の話以外の話でも何でも聞いてくれるような、例えば保健室の先生みたいなものですよね。そういう、やっぱり存在は必要でないのかなという気はするのですがね。その辺りはどういうふうにお考えでしょう。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、委員おっしゃいましたように、まさに今そういう場であってほしいなというところが今、委員をおっしゃるとおりで、ここに来て勉強をすぐやるのだよとか、そういう意識ではなくて、本当に居場所というところで、そこでその機械を持っていくという話はしましたが、そこで本を読んだりしてもいいでしょうし、本当に理想的なことを言うと、そこに誰か話し相手がいて、そこでお話をするとか、そういうことができるようなスペースになると、本当にいいなというふうには教育委員会としても押さえているところなのです。なので、そういう場所に慣れるように、教育委員会としてもその活用の状況も見ながら、進めていきたいなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 差し当たって、時間の許す限りというか、できる範囲でというか、情報館職員がある程度相手をするという形になるわけですね。分かりました。

それで、この校内教育支援ルーム、それと、もう一つの支援センターですか、どちらも聞いていると、何か念頭に置いているのは中学生のような感じがするのですが、そういうことですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 現在のところは、まず中学生から始めていこうというふうに考えております。ただ、この状況を見ながら範囲を拡大していく、行く行くは小学生

もちろん視野に入れながら進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。

それで、次にいきます。

教育長のふるさと教育の推進ということで、教育行政執行方針の中で「コミュニティスクールと連携し、地域の力を生かした教育活動の充実を図る」というふうにおっしゃっています。

この言葉、ここに書かれているもの、印刷したものもありますけれども、読みますと主語がないのですよね。誰がコミュニティスクールと連携するのか。それから、コミュニティスクールと連携しというのだから、連携する人とコミュニティスクールは別の団体ですよね。それで、コミュニティスクールって何なのか。この辺りがちょっとはつきり分らないのですよ。これを教えていただきたい。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） コミュニティスクールなのですけれども、うちの町で言いますと、湖北地区と湖南地区と、あと太田、片無去地区ということで、三つの地区に分かれて行っているものなのですが、それぞれの地域でコミュニティスクールの委員になられた、これは選ばれてなられた方なのですけれども、その方々と学校、今、アドバイザーとして、教育委員会のほうも入らせていただいているのですけれども、そこで構成しているようなものなのですが、これは定期的に会合を開いておりまして、年度初めに各学校長のほうから出された学校の運営計画について、そこで承認をしていただいて、承認をしていただいて学校も教育活動を進めていけるといようなものになっております。

その中で、コミュニティスクールの会議を使って、地域と学校が連携して、どういうことを子どもたちにできるのかというところを話し合いながら、取組を進めていくということで、地域にもご協力いただきながら、学校だけでは教育活動できませんので、そういうところを話し合いながら進めていくような組織となっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 そうですか、分かりました。

コミュニティスクールとなっているものですから、先生がいて、生徒がいるのかと思ったのだが、そうではなくて、コミュニティスクールという名前の協議会になり、委員会になり、そういうようなものがあると。それは、地元の人たちでつくと。そして、それが学校教育の中でもって、地域教育というか、そういうものをどういうふうに進めるかという協議をしていきたいと思います、それがここでいう連携であると、そういう意味ですね。分かりました。すみません。

それから、これは教育行政執行方針ではなくて、町政執行方針の中で町長がおっしゃったのではないかと思うのですが、厚岸翔洋高校について話があったときに、マイスターハイスクール指定校として云々というふうにおっしゃっていたのですがね。今、何でもカタカナになってきているから非常に分かりづらいのだけれども、このマイスターハイスクール指定校というのは何か、国のほうか何かの特別の制度があるのでしょうか。そして、その中でもって翔洋高校が指定されて、何か特別なことをやっているのでしょうか。この辺り簡単に説明していただきたいのですが。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） これは、北海道では2校あります。その一つが翔洋高校なのですが、文部科学省の指定です。これは3年間の期間をもって教育するというございまして、特に水産関係を中心にして、今いろいろな技術的なことが養成されるわけでありますので、そういうことを近代的に学ぼうといいましょうか、いろいろな機械を使って、厚岸湖の汚れ状況とか、またいろいろな、本当に素晴らしい教育であります、ということで私がその運営の委員長をやっておりますので、いろいろと函館大学の先生等含めて教育を、生徒を指導しているということでありますので、去年から執行方針に申し上げているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 分かりました。

一頃までは、高校の教育というのは、いろいろな言い方はあるけれども、東大を頂点としたヒエラルヒーの中で、国語、算数、理科、社会を中心にして考えていくと。そこから外れた学校というのは、どうしても下に見られるというような時代がありましたよね。そうではなくて、今の町長の話聞いてみると、こういう翔洋高校のような、例えば漁業だとか、そういうものを持っている学校が、そのいわば特殊性ですね、それを非常にレベルの高いところできちんと身につけていくというようなことを実践していく学校だというふうに理解すればよろしいですね。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございます。先ほど2校と言いまいったが、一つは農業高校です。それと水産高校ということになっています。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 よく分かりました。

あと1点お聞きします。

さきの町長部局に対する質問でも申し上げたのですが、教育委員会のほうにもお聞き

しますが、前回、私が議会で申し上げた、それを即正面から受けてくださいます、公害に関してアンケート調査をして、その結果、児童生徒の中に約1割の被害を受けている子どもたちがいるという実態をあぶり出してくださいまして、そのことは町長も正面から受け止めて、今施策を進めるのだということをおっしゃいました。

それで、今回、見てみると、町政執行方針にも教育行政執行方針にも香害という言葉は出てこないのですよ。ただし、出てこないから、アンケートをやったのだから、もうこれで一件落着だというようなものではないということをお考えだというのはよく分かります。出てこないから悪いと言っているのではないのです。

それで、この4月から、香害対策に関しては、教育委員会はどういうことをやろうとなさっているのか、これをお伝えいただきたい。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

令和5年度に公害の調査、小中学校と教員、保護者に対して行わせていただき、委員言うように、1割もの方が何らかの不快感ですとかというものを持っているということが分かりました。

令和6年度につきましては、この調査結果、せっかく調査したものですから、この調査結果を活用しながら、小中学校内への授業ですとか、そういうものにも活かしていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 活かしていくというのは、具体的に言うとどういうことなのですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 授業の中でのアンケート調査の結果を用いて、授業でそういった香害の勉強をしていただくという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 教材に使うというだけですか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今回アンケート調査をしたときに、やるときにもお話ししたのですけれども、アンケートを取ることが目的ではなくて、その後にきちんと授業でまた扱う、または、あのときに話されていたのは、保護者の周知だとか、そういうことも必要、そういう雰囲気をつくっていくのだということで、前々回の中で答弁した記憶があ

ります。

実際、数字を出してみたら、やっぱり大変な数字だったのですね、実際は。何となく嫌だなとか、そういうのはあったのが、数字として出た。それから文言として出て、文言もすごい文言が出ていました。それぐらい困っている人がいるのだということが、数字として出たので、また原点に戻って、アンケートを取って、これをどうするのかということを部内で協議して、これから前回、課長も数字を出したときに、これを授業で使ってくださいというところで授業で使う。または、保護者にもアンケートを取りましたから、アンケートを取るということは、やっぱりここの部分に関心を持っていますよ、ぜひお家で交流してくださいということの資料にもなりますので、そんなことも含めて家庭でも周知していく。

こういう雰囲気をつくっていく、そして正しい知識を理解していくということ、そして学校だよりも、このことをやりましたよ、ぜひということも載っていますので、そんなふうにながら、何となく変だということから、実際はこうなのだ、そこに困っている人がいるのだということが、このアンケートで分かったことについて、しっかり理解していく。これは香害だけではなくて、やっぱり化学物質過敏症も含めてしっかり扱うことになっていますので、そこをしっかりとっていききたいというところから、このアンケートを使った授業という説明になっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 アンケートに関しては、今、教育長のおっしゃったとおりだと思います。実は、昨日ですか、うちへ帰りましたら、釧路の友人から手紙が来ておりまして、厚岸町で香害のこの件に関してアンケート調査を行ったことが、新聞記事になったのですよね。それを読んだ人が、自分だけが得意体質だと思っていたら、厚岸町でこういうことがあったのだと。ところが釧路でも同じことなんだからと言って、自分たちもその問題の、何ていうか、所在が明らかになったし、それから二重、三重に苦しんでいる人がいるのだと。そして、それが自分の知り合いのいわゆることだったのだということが分かったというような意味のことを、ちょうど、たまたま他のことで用事があって手紙を出した返信の中に入れてありまして、よかったなと思っておりまして、これは改めて感謝しますよ。

それで申し上げるのだが、今言ったのは、まさにそういう形で子どもや親の意識改革ということで、アンケートが非常に有用であるとおっしゃった。と同時に、その大元になる香害被害というのは現に存在しているわけですよね。その存在していることが分かったということなのだけれども。であれば、それに対してどうするかということもあると。すなわち、子どもの健康をどうやって守るのかという話です。

たしか学校保健何とか法というのがありましたね。で、学校保健計画というのがありますね。これは年度当初に、学校薬剤師が入って、そして校長以下、学校職員と一緒にやってつくるものですよね。この中に、今までは香害の視点、化学物質過敏症も一緒としていいでしょうけれども、こういうものが入っていなかったような、たしか話を伺っているのですが、このたび、どういうふうになるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

この調査をやってから、また結果の公表、学校のほうに説明をさせていただいたときに、令和5年度の学校保健計画には、しっかりとこういった香害という言葉を使ったものはなかったということでありました。その説明をしたときにですけれども、来年度、つまり令和6年度については、質問者がおっしゃったとおり、学校薬剤師も絡みます、この学校保健計画については。これについて、しっかりと盛り込んでいただくようお願いをしております。これについては、今年の、すみません、記憶あれですけれども、アンケートの後に言ったのですけれども、これについては、年度の初めにそういうものをつくるのですけれども、香害の取組については学校保健計画に盛り込むように、またさらに私のほうから学校のほうにお伝えをさせていただこうと思います。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 非常に、こうしたいというところは分かりました。

それで、学校保健計画に盛り込むというふうにおっしゃっているのですが、どういう形で盛り込むのですか。もうちょっと言います。学校環境衛生基準というのがあるのですよ。その中に、VOCというものがありますね。これは、空気環境中の揮発性有機化合物のことを言うのですね。これは、シックスクールというのが一頃随分と話題になりましたよね。シックハウスというのは一般的で、その中の学校がシックスクールですか。これは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンと。これ、項目も決まっていますよ。これは測定することになっている。ただし、これはどこまでもシックスクール対策ですから、人が誰もいないで締め切っておいて測るのですね。

今盛り込むというふうにおっしゃったのだけれども、そうすると、これと同じように測り方は変わると思いますけれども、TVOCという言い方をするそうです。トータルということですね。そういうような形で、これを測定の中に厚岸町は入れようというふうに考えて進めていくということなののでしょうか。であるとすれば、これは大変にいいことだと思うのですがね。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） この問題は本当に大変大切な問題だし、実態が明らかになったということで、一つずつ進めていかなければならないと。それはもう重々に考えております。ただ、ここの温度とまだ学校の温度が本当にしっくりいっているかということ、まだまだです。こういうものは、教育委員会が言ったから、はい、やりますということではないです。しっかり調査を、その調査の意義も本当に伝え切れたかということ、まだまだなのですね。何でこういうことがあるのかというのは、全体的にまだ世論として周知

されていないのです。香害という言葉すらもです。ですから、今出ているのは、その匂いに嫌な思いを持っている人がいますぐらいの形でということですよ。そういうことを含めると、少しずつやっていかなければならない。

でも、うちは強みは何かというと、数字を持っているということが強みです。文字として活字となったということが大きな強みになりますので、ここから少しずつこのことについて取り入れていく。この計画に入れるということは、授業に取り入れるというふうになっていきますので、毎年毎年やってくださいではなくて、この計画に入れるということをきちんと論議をして、そして理解した上で入れてもらうということになっていくかと思います。

これを理解していくというところの、まず努力をしていくということが、私たちがしていかなければならないことだろうというふうに考えていますので、一歩ずつ広めていくという。きっと家庭のほうでも、私も身近な人から、全然違う厚岸ではない人からも、厚岸は取組をやっていますよねということをつい先日私も聞きました。こういうふうにして広がっていくものだと思います。そのためにも、しっかり校長先生や教頭先生をはじめ、先生たちが理解をした上で授業をしていく、親にも伝えていくということをやっていく。そして一方では、先ほど盛り込むと言いましたけれども、それは何のために盛り込むのかということもきちんと理解した上で進めていくということで、まず勉強をしっかりとしてから伝えていくということも並行してやっていこうと思いますので、ご理解ください。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。

おまえのように性急にものを言ったって、なかなかうまくできないのだよと。だから一歩ずつやっていくのだから、まあ、任しておいてくれというふうに聞こえたので、どうかよろしくお願いしたいと、そういうことです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●室崎委員 もう一言頼みますよ。ここまでお願いしたのだから。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今やったことをやりっ放しになってしまう、それがアンケートを取りっ放しですから、というふうにならないように、しっかり今の問題を受け止めて、少なくとも1割、2割の子どもたちがそういうことで苦しんでいる、保護者もそういうところに同意しているという、そういう実態を踏まえた上での厚岸の教育を進めてまいります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

3時10分になりました。

休憩します。開始は3時40分とします。

午後3時10分休憩

午後3時40分再開

●委員長（竹田委員） 再開いたします。

3目、他にございませんか。

4番。

●金子委員 先ほども、先輩委員たちが皆さんおっしゃっていたのですが、不登校児童のことで1点だけお伺いしたいのですが、教育長も言われていたような支援体制が町はありまして、その全てに当てはまることができず、既に町外のフリースクールに行っている児童もいらっしゃるようで、その場合、交通費補助など何か補助というのは、今時点では何かございますでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 町外のフリースクールに通う子どもの交通費等は、現在ありません。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 そうですね。そういうものが今現在ないと言っていたのですが、町内にフリースクールというものがない現状でして、やはりどこにも当てはまらないグレーゾーンというのは、どの業種にも、どこにでも絶対あるそういうグレーゾーンというか、そういうものがありまして、今後そういう方も実際にいらっしゃるので、何か先ほど、ここではない項目で精神障害者の通所費用をお支払いしているというような前例もあるので、前向きに、今後そのような多様性の時代でもあると教育長も言っていたように、そのような選択もある時代かと思いますので、ぜひ今後そういう補助も考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 学びの多様化、これからいろいろどのように変わっていくか、本当にまだまだ見えないです。今回のコロナで、全国的には19万人だった不登校が、コロナを明けたら29万人だったと、1.5倍になっているのですよね。そういうようなときに、少しでもということで今回施策を出したのが多分管内でも初だと思うのですが、この教育支援センター、町内教育支援ルーム等を行うのですけれども、そう

いう中で、そこに当てはまらない子はまだまだいらっしゃいます。まずは、当てはまる  
ところから、やれるところからやっていきたいと思います。当然そういうこ  
とも含めて大きく検討していきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

3目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目就学奨励費。

11番。

●杉田委員 奨学審議会のところに当たるかと思うのですが、奨学金の奨学資金の件でお  
伺いたします。

以前にも、厚岸町に戻ってきた場合に、奨学資金の返還の減免をしていただいています。  
条例で、医師、看護師の方ほか、返還の減免措置をいただける方を設定していただ  
いていると思うのですがけれども、その後、例えば町外に勉強で出られて、町内に戻っ  
て来られた方の拡充というものは、ご検討されていないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

奨学資金の関係でございますけれども、医療系、看護師、准看も含むのだけれど  
も、この看護師、准看護師については、厚岸町内の病院なりに勤めていただいた方に  
ついては、奨学資金の貸与期間、貸与期間と同様の期間、厚岸町の病院なりに勤めてい  
ただくと免除になるという規定でございます。

過去にも、そういった質問が、ほかの委員等からも出ていたのかなと思います。これ  
については、やはり財源の問題、基金で運用しているものですから、そういったものも  
ありまして、なかなか多くなってくると、その基金が足りなくなっていくというもの  
なのですが、やっぱり施策として厚岸町に戻ってきってもらうための施策として、確  
かにそういうようなものも必要なのかなというものもございますので、これについ  
ては、前にも検討という言葉を使っていたかに私記憶しているのですが、すみません、  
なかなか、今返済というのでしょうかね、している方との兼ね合いだとか、確かに  
難しい面もあります。他の町では、貸付型ではなく給付型にしている、金額をちょ  
っと抑えてなのだけれども、そういう例もございます。様々な問題というか、課題  
があるものですか

ら、これらについては、ほかの自治体の例も参考にですね、引き続き検討させていただきたいと思いますのでご理解をお願いします。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 昔のように、貸して勉強してくださいねというものではなくて、今どき、就学奨励費なのですから、費としては、勉強頑張ってくださいねというものです。頑張ってくださいね、後から返してくださいねというのでは、単なる貸付に過ぎない利息がないだけの話だと思うのです。猶予をもってお金を貸すけれども、ちゃんと返してねと。借りたものを返すのは当然なのですけれども、勉強してきていただいて、厚岸町内に戻ってきていただけるのですから、後の回収、回収という言い方はおかしいかもしれないですけれども、いろいろな税金で住んでいただければ、住民税なり何なりで回収はできる話なのですから、その辺を踏まえて減免措置というものを考えていただいて、拡充していただいていいのではないかなというふうに思います。

まして、医師、看護師などに限らず、そもそもにして、厚岸に戻ってきていただけるというだけで本当にありがたい話だと僕は思います。ですから、そこも踏まえて、減免の措置の拡充、拡大というものを検討でなくて、ぜひ前進していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

今どき、お隣の浜中町では、以前から単純に1万円給付だったりという、まず一步が踏めているものがあったりするのだと思うので、当然お金かかる話ではありますが、子どもにお金をかけるのは当然、厚岸の町の未来のためにというのであれば、子どもにお金をかけるのが基本だと思いますので、ぜひその辺を踏まえて、ご検討いただきたいと思います。

もう一つ、次なのですけれども、奨学給付なり貸与なり、いろいろな形の学生支援機構であったり、銀行であったり、新聞であったりの奨学資金というものがいろいろあります。それを一般の保護者の方々が全部把握、やっぱり難しい、年に子ども何人も、1人かもしれないし2人かも、今どきのことを踏まえると、全てを保護者の方に自分たちで調べてというのはすごい酷な話だと思います。ぜひ、その辺で窓口的になっていただいて、例えば、あなたであればこういったほういかがですか、あんまり借り過ぎると返済が大きくなってしまいますよとかというアドバイス、窓口的なものをぜひ教育委員会なのか、もしくは学校なのか、対応できる窓口があればなというふうにお声をいただいています。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 奨学資金の目的でございますが、高等学校以上の就学能力はあるが経済的理由で進学が困難な者に対し奨学資金を貸与して教育を受けさせる機会を与えることを目的にしてございます。

ではあるんですけれども、先ほど答弁もさせていただいたとおり、町に戻ってきていただくための施策ということもありますので、これについては検討という言葉ではなく

てというお話があったのですけれども、これについては協議をさせていただきたいと考えております。

あと、後半の就学資金の制度周知の関係かと思います。町の奨学資金については、教育委員会でのホームページ、こちらのほうで周知しておりますが、町の奨学資金制度のほかにも、日本学生支援機構ですとか、その他の団体の奨学資金制度というものがございます。これらについて、厚岸町教育委員会のホームページでの周知は、正直アイコンが足りないというのですかね、そういうふうに認識しております。これについても、どのような奨学金があるかご紹介するように、これはホームページのリンク先だとかの改修というか、そういうものも早急に検討していきたいと思います。

また、奨学金の相談の件でございますけれども、これについては、日常的に通常業務として行っているところでございますが、やはり保護者側の立場に立つと、そういった制度というものがなかなか分からないということもあろうかと思います。私も子どもがいました。そのときに、確かに奨学金のことを調べました。いろいろな奨学金があるのだなと思って見ておりました。

教育委員会のほうにも奨学金を借りている者がいたり、私のように子どもが奨学金を借りていたということもありまして、知識としてはどういった奨学金があるのかとか、あと、こういう学校に行くのであれば、こういう奨学金があるよだとか、そういう知識も持っておりますので、それについては、奨学金を借りたいのだとご相談を受けたときには、親身になって対応させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 ありがとうございます。

僕が議員にならせていただいて、一番最初に一般質問をさせてもらったのが、この奨学金の関係だったと記憶しています。

子どもにやる気があって、ご家庭の事情で進学できないというのが一番僕は悲しいことだと思います。ぜひ、研究していただいて、その奨学金の関係、減免の拡大ですとか、前進させていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

終わります。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 繰り返しの答弁になって申し訳ございませんが、利用しやすい奨学金という意味で、町民が利用しやすい奨学金というものを周知していたり、内容についても、今後、精査をさせていただければなと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか

5目就学奨励費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6 目スクールバス管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2 項小学校費、1 目学校運営費。

10番。

- 堀委員 ここで、厚岸小学校だけなのかもしれないのですが、登校時間が今まで学校が開いてから8時10分だったかな、15分だったかな、それが8時から10分間ぐらいと短くなってしまったという話が出ているのですけれども、これは厚岸小学校だけなのかどうなのか。ここら辺について確認したいのと、これに至った経過というものが分かれば説明していただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 3 時55分休憩

午後 4 時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

管理課長。

- 管理課長（諸井課長） 貴重なお時間、申し上げます。

学校に確認したところ、令和5年度までは7時40分から8時の登校、令和6年度からは8時から8時10分の10分間の登校、これは厚岸小学校でございます。

この経過でございますけれども、これは職員の働き方改革で、出勤時間ですとか、そういったものを考え、早い時間になると時間外というか、早く出てこなければならないということもありまして、その場合、子どもの身の安全を守れないということもあります。ですので、職員が出勤する8時から10分間でございますけれども、そういった中での登校ということになった経過がございます。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 ですから、それは、つまり厚岸小学校だけなのかな、真龍小学校は20分ぐらい期間があるような話みたいですが、10分間の中で学校にうまく到達できる子ども、隣近所だったらいいですよ、学校から1キロ圏内とか、1キロでもちょっと長いかもしれないですが、例えば私の住んでいる奔渡だったら、ずっとお供山をぐるっと回った中では、恐らくどんなに歩いても、大人でも15分から20分、子どもの足だと

30分は優に超えるような距離を歩いて登校するといった中で、うまくその10分間にたどり着くことができるのかどうなのかというのが、甚だ疑問に思います。

教員の働き方改革というのは分かるのですが、一方で、子どもたちの通学、これが全町スクールバスで子どもたちを全部拾って行って、そして学校に届けてくれるのだったらいいのですけれども、今現在はそういう対応ではないですから、どうなのでしょう、この10分間での登校というものが、いいものだというふうに教育委員会では考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） これ日課表と言うのですけれども、登校時間だとか、割り振りは学校に権限が任されています。なので、いわゆる学校長が判断するという事になっています。これも学校長がいろいろな状況を踏まえた上で、確認は取れていませんけれども、そういうふうにしていきたいというふうに多分方針を出されて、それについての今ご質問かなというふうに思っています。

今の話でいくと、8時から8時10分というところの10分間というの、難しいですよ。ただ、いろいろな状況、例えば役員会を開いて、それで大丈夫だということであれば多分大丈夫なのだろうけれども、今話したように、その中に何が何でも入るよというところは、子どもたちも朝何時に出れば行くというのは、それは練習して、練習というか事前にはやるのですよね、親御さんと一緒に、特に小学校であれば。そんなことも含めてのことでの判断なのか、そこはちょっと確認が取れていないので分からないのですけれども、まずきちんと保護者に理解されているということが必要になってきますし、もし実態に合わないようであれば、やはり変えていく必要ももちろんあると思います。

ということも含めて、それから一方では働き方改革はもちろんあります。働き方改革というのですけれども、結局は、今までは早めに先生たちが来て、子どもたちが早く来てもどんどん入れて、その管理までも責任を負わせたという事実もあるのですよね。そこをなるべく先生たちの負担を軽くしてあげたいという判断なのだろうかなというふうには予想はつきます、これは。

その辺のところも含めて、一番いい方法を探っていくということなのかな。地域の実態ももちろんありますので、親がどういう要望を出しているのかだとか、いろいろなことを考えながら、最終的に学校が判断していきます。という今のところの見解は、教育委員会としてはそういう見解がまず一つということ。それに対して、もしかしたらこれで難しいんじゃないかということは、実態としてあれば、やはり変えていくということは必要かなというふうに思っています。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ですから、学校長が権限で決められたことを、教育委員会ではそれに対してなかなか出すこともできないのかなというのは思うのですけれども、そういったときに

は、それが難しいとなったときに、例えば児童館での受け入れを一時朝からしてもらって、その時間に出てもらうとか、そういうような考えもやはり持っていないとならないと思うのですよ。

そこら辺、私もちょっと聞いたばかりで、実態がどうなるかというのはちょっと分からないものですから、うまくみんなが10分間に集中して、どーっと登校してくれるようになれば、それはそれでいいのかもしれませんが、なかなかそれは難しいというのが、先ほど教育長も感想として言われているので、やはりしっかりと実態を踏まえた中で、何かしらの対応が必要であれば、委員会としてもしっかりと学校のほうとも協議踏まえた中で、いいように進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今、委員におっしゃられたとおり、まずは私たちも実態が分からないのですよね。10分間でどうだって言われても、意外とずっと入ってくるかもしれないし、でもそれがいろいろな無理があったり、それこそ交通事故があったりとか、そういうこともいろいろ考えると、一番いいのはどうなのかというところは、学校とまた協議をしながら、でも最終的に学校が判断する。でもその学校の判断は、地域の実情や保護者の要望だとか、それから今要請されている働き方改革だとか、そういうこともしっかり進めてくれという中での今の方向性だと思いますので、そういうことも含めながら協議していきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目学校運営費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進めます。

2 目学校管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目教育振興費。

10番。

●堀委員 ここで、学校給食支援ということでお聞きします。

歳入、雑入のときに聞いたのですけれども、歳入の雑入、小学校の分だけを足すと、1,839万6,000円というふうになります。ここにある助成金が1,271万7,000円。その下のほうには、扶助費のところで、準要保護児童学校給食費255万4,000円というものが足ささると思います。これでも1,839万6,000円にならないので、その差引きというのが要

保護の方の分の給食費なのかなというふうに、この予算書から読み取ったのですけれども、まずそれで間違いはないのかなのか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

給食費の関係でございますけれども、この差異があるということかなと思います、歳入と歳出。これは学校の先生も給食を取っているということがございまして、それについては、歳入のほうで、各小学校の給食費ということで並べておりますけれども、こちらのほうに学校の先生の給食費というものも含まれてございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それ違うと思うな。委員長、すみません。給食費のほうにちょっと飛んでしまうのですけれども。

給食費のほうで3,387万6,000円という賄い材料費でありますよね。この中には、確かに先生方の分が入るのですけれども、こちらのほうには、それは入ってきていないというふうに思うのですよ。312万5,000円の差が、準要保護児童学校給食費と、今の1,200万円を足しても312万5,000円の差があるのですから、それについては、これは要保護の子どもたちの学校給食費なのですかということ聞いたので、その学校の先生方のやつは、私は、それは計算して電卓たたいてあったのでいいのですけれども、それについてはどうなのかということで確認したかったのですけれども。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時11分休憩

午後 4 時13分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
管理課長。

●管理課長（諸井課長） 貴重なお時間、申し訳ございません。

私が質問の意図をちょっと勘違いしていて申し訳ございません。この学校給食費支援の学校給食助成と準要保護の給食費、これの当初予算の計上の仕方なののですけれども、実は準要保護の認定というものが、これから行う作業になります。ですので、若干この準要保護の部分について、どのぐらいになるか分からないので、ちょっと多く見積もりをさせていただいております。

また、学校給食支援のほうも準要保護が少なくなれば、もちろんこちらのほうを多くしなければならぬということもありますので、両方ともこの数字というものをちょっと

多めに見ているということで、この差異が出てきているという状況でございます。

(発言する者あり)

- 管理課長（諸井課長） 300万円ぐらいあるというお話ですけれども、小学校の1人当たりの給食費というのが、大体年間5万2,000円程度になります。単純にですけれども、300万円を5万2,000円で割れば、大体57人ぐらいの差があります。やっぱりそのぐらいの差というものを約60人分を多く見させていただいているという状況でございます。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 多く見させてもらっている。でも、これ自体は、町から保護者のほうに行く補助金ですよ。ちょっと全然なんか数字が、今、雑入のほうの小学給食費とかで、これが雑入のほうでの議論の中では、1回払うんだと。払うお金がこれですよ。こちらの給食費助成ですよ。ですから、それを考えたときに差があるのだけれども、差が見えてこない部分というのがあるから、どうなんだろうということで、それについては要保護の部分とっていいのかなということで聞いたのですけれども。

仮に、学校給食費と準要保護の給食費の中で差があっても、それはこの二つが足ささるだけなので、どっちが増えてどっちが減ったなんていう議論は、私は今しているつもりはないので、そこら辺、数字としてどうなのでしょう。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時17分休憩

午後4時26分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

管理課長。

- 管理課長（諸井課長） 再度、すみません。拙い答弁で申し訳ございませんでした。

給食費の予算書上の流れをちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、先ほど、給食費支援については、これは要保護と準要保護を除く児童生徒の分でございます。050、要保護、準要保護の分、これについては準要保護の分ということの、これは給食費の助成ということであります。これは児童生徒の分のみになります。その分を歳入の55ページにあります雑入、これで受けます。その助成した分と、あとは学校の先生方の分、これをこちらのほうに雑入で受けます。

その財源充当でありますけれども、この後、ちょっと流れをお話しさせていただきたいと思います。その後、出てくるのですけれども、311ページの下段にあります学校給

食、こちらのほうの賄い材料費に入ってきた分を充てるという流れになります。ですので、差があるというのは、そういった部分で、やはり学校の先生方の分というのものもあるのかなと。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 雑入で、学校方の給食センター職員と給食費というのが88万6,000円、これは給食センターの職員だけで、学校の先生方は入っていないということ。なるほど。そうすると、学校の先生の分の給食費というものも無償化の対象としてなるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 学校の先生方は実費分をもらっておりますので、無償化の対象にはなりません。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 どこか歳入として計上されないのですか。公会計の中で、学校の先生方の分。保育所であれば、保育所の先生方の分というのは、ちゃんと載っていますよね。学校の先生方の分がどこにも載ってきていないというのは、どうもおかしいなというふうに思います。

そうするとね、要保護の子どもたちの給食費というのはどうなるのでしょうか。それはもう歳入としてもないし、ないということなのですか。それとも、要保護の分ですから、北海道から来ると思うのですけれども、それがどこに入ってくるのかというのが全然見えてこないのですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 雑入の部分の55ページに記載しております、例えば厚岸小学校給食費604万5,000円。この中には、先ほど言った児童生徒の分と、あと、厚岸小学校の教職員の分が含まれます。この厚岸小学校の給食費の中には、学校給食助成と、あとは準要保護で助成した分、あと要保護がいれば要保護の分というのもこの中に含まれております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 すいません。私も若干勘違いしていたところがあったみたいです。申し訳ありません。

そこで確認したいのが、要保護の子どもたちの給食費、雑入のときの議論として、学

校長の委任を受けた中で、要は、本人方のほうに渡る前に、そこでせき止めて入れてもらおうという話ですよね。要保護の在り方として、保護費を本人のほうに渡さなくてもいい。それは、例えば北海道のほうは、それでもう了解を得ているということなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 要保護の部分については、要保護の保護者のほうに一旦給食費ということで、補助費として道なりから入ります。それを保護者が学校に納入をしていただくというような流れとなっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると要保護の子ども方だけは、給食袋を持って支払うということが必要になってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 給食袋まで使っているかどうかはちょっと分からないのですが、そういったことで保護者からの徴収というか、納入していただくというふうになってございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 心配になるのは、要は、そうすると、何でその子方だけ学校にお金を持ってきて払うのだとかという、当然、ほかの普通の子どもたちは疑問に思うわけですよね。そのような扱いといった中で、例えばいじめとか何かというようなところで助長されるようなおそれというのはないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 給食費を学校の児童生徒に預けて、そして職員室まで持っていくという行為はさせておりません。特に要保護の児童生徒については、やっぱりすごい配慮が必要だと思いますので、そういった子どももそうですけれども、ほかの世帯にも知られないように、十分にやはり学校と対象となる世帯が、言葉は悪いですが、こっそりといったら変ですけれども、分からないようにそういった配慮もしながら、学校給食費の納入というものをしているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それは、口座振替とかといって、口座振替の手数料がどうなのかという話にもなると思うのですが、そのような形でできているのか、それとも学校に来てもらうのですか、保護の。それとも、自分方で集金に回るなりということをするのか、そこら辺はどのようなでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時34分休憩

午後 4 時36分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
管理課長。

●管理課長（諸井課長） 何度も申し訳ございません。

要保護の分につきましては、現金での納入というものもございますし、大変言いにくいのですが、滞納ぎみの方ですとか、そういった方については、同意書をもらって、北海道のほうから直接学校のほうに給食費というものを納入ということをしているということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ですから、現金を学校のほうに歩いて届けに来るのか。それとも、請求というか集金に行くのか、どのようなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 保護者が学校のほうに届けるということでもあります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 例えば遠い人たちがだっていますよね。皆さん車が運転できればいいのですが、保護の方々があまり車を運転される方がいるのかどうか。当然、保護受けながら仕事をしている方とかであれば、車の免許とかもあって車も所持しているかもしれませんが、そういった中で、その人方だけそのような取扱いというものでいいのかどうか。それしかないというのだったらあれですが、逆に言うと、滞納ぎみの人に同意書なりをもらった中で、北海道のほうから直接入れてもらいますというのであれば、むしろ皆さんそのような形の中でやったほうが、どこにも出てこなくなっているのかなというふうなことは愚考するのですが、どのようなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 確かに、委員をおっしゃるように、全員から同意書をいただいて、北海道から直接というのが一番簡単な方法かと思いますが、今現金で学校に持っていらっしゃる方というのは、何らかの方法で学校に届けることができる手段があるということで認識しております。これについては、やはり保護者の選択といたしますか、そういったことになろうかと思います。それについては、その保護者の考え、対象者の考えになるのかなと思います。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 選択と言いながら、選択肢がない。現金で持ってくる人は、何だかんだ学校に持ってくるしかない。口座振替も利かないし、北海道からの直接的なものもないといったら、何も選択なんてないでしょう。何だかんだ学校に持ってこないとならない。どこに選択肢があるのかというふうに思うのですけれども。

本来であれば、保護費を親御さんのほうに渡すというものが筋としてあると思います。ただ、それだと、様々な問題が広がるおそれがあるといった中では、やはり先ほど言った同意書をもらっての対応というものを真剣に検討すべきではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） これらについてですけれども、委員おっしゃるように、検討の余地といたしますか十分にあるかと思います。納入方法についてですね。これについては早急に検討させていただいて、なるべく要保護者の親御さんのほうに負担がかからないようなやり方というものも今後検討していきたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） いいですか。  
7番。

●南谷委員 委員長、私もここで同じことを聞こうとしていました。今、おおむね聞いたのですけれども、まだ頭はすっきりしないのですよ。それで、後日でいいですから、今説明してくれた歳入と歳出の関係について、議員のほうに配付してもらえればなと思うのですが。

●委員長（竹田委員） 10番の質問に対しての理事者の答弁を表にしてというか。

●南谷委員 歳入の関係と歳出、分かれていますよね。それらの全体の数字の動きを資料にして後日、議員のほうに配付していただければありがたいなと。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 分かりました。説明の55ページの計算のほうですね。

●南谷委員 一連、全体を。今言うように分かれていますよね。それを。

●委員長（竹田委員） 明日までですか。

●南谷委員 いやいや、ゆっくりでいいです。

●委員長（竹田委員） 明日で終わっちゃうよ。

●南谷委員 いやいや、議会は終わってもいいですから、後日でいいですから、配付していただければ。駄目ですか。

●委員長（竹田委員） 出すタイミングはどうなのですか。  
管理課長。

●管理課長（諸井課長） 後日ということであります。ちょっと分かりやすい資料を作りまして、この給食費の流れ、本当に非常に複雑で、実は私もここに来たときに、正直分からなかったです。一発で分からなかったのも、やっぱり分かりやすいものを委員のほうにやっぱり作ったほうが、提示したほうがいいと思いますので、それらについては、すみません、後日配付をさせていただきたいなと思いますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 後日って、いつの後日。  
管理課長。

●管理課長（諸井課長） すみません、会期中にはちょっと資料作成はなかなか難しいので、すみません、近いうちの後日といたらあれですけども、すみません、そういうことでご理解願います。

●委員長（竹田委員） 7番、よろしいですか。

●南谷委員 よろしくをお願いします。

●委員長（竹田委員） 他に、3目教育振興費ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時42分休憩

午後 4 時43分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

3 目教育振興費で一旦閉じらせていただきまして、この後は、明日にしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

●委員長（竹田委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、明日10時頃から審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会します。

午後 4 時43分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 12 日

令和 6 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長